

別添 関係資料及び各種様式

1 関係資料集

資料 1	家畜評価額の算定方法	1
資料 2	家畜防疫互助事業による互助金の種類とその単価	10
資料 3	病性鑑定材料送付に係る手続き	11
資料 4	消毒について	21
資料 5	関係団体連絡先	26

2 各種様式

様式 1	現地防疫対策本部各班名簿	27
	地域支援対策本部各班名簿	29
様式 2	地域対策会議設置の通知	31
様式 3	広報用資料等	
	広報車原稿	32
	移動規制の通知（広報用）	34
	食肉関係事業者への通知文	35
	口蹄疫パンフレット	36
様式 4	異常家畜通報の聞き取り様式	37
様式 5	異常家畜の届出を受けた際の報告	39
様式 6	異常家畜の採材判断チェックシート	40
様式 7	家畜隔離の指示書	42
様式 8	異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告	44
様式 9	病性鑑定依頼書	45
様式 10	異常家畜の症状等に関する報告	46
様式 11	プロバング材料送付票	47
様式 12	郵便物に含まれる危険物申告書	48
様式 13	輸送する郵便物の表面に貼付するラベル	49
様式 14	防疫作業事前調査票	50
様式 15	農場疫学調査票	52
様式 16	家族行動調査表	54
様式 17	発生場所に出入りした人の行動表	55
様式 18	発生場所からの家畜及び物品の移動状況調査表	56
様式 19	口蹄疫を疑う事例について	57
様式 20	口蹄疫の（疑似）患畜の確認及び 熊本県口蹄疫防疫対策本部の設置について	58
様式 21	プレスリリース（口蹄疫の患畜の確認について）	60
様式 22	移動制限の告示	62
様式 23	家畜等の移動制限について	63
様式 24	家畜集合施設の開催等の制限の告示	65
様式 25	移動制限立て看板	66
様式 26	発生農家の防疫措置状況	67
様式 27	口蹄疫防疫措置一覧	68
様式 28	検診台帳	69
様式 29	発生の表示	70
様式 30	立入禁止の表示	71
様式 31	防疫従事者の方へ	72
様式 32	動物評価記録簿	73
様式 33	物品評価記録簿	74
様式 34	動物評価書	75

様式35	物品評価書	76
様式36	殺処分疑似患畜評価書	77
	埋却物品評価書	78
様式37	動物評価意見具申書	79
様式38	物品評価意見具申書	80
様式39	評価人依頼書	81
様式40	へい殺畜等手当金等交付申請書	82
様式41	手当金等交付一覧表	83
様式42	焼却（埋却）報告書	84
様式43	委任状	85
様式44	請求書	86
様式45	手当金の指定銀行振込について	87
様式46	と殺指示書	88
様式47	道路占用許可申請書	89
様式48	道路占用料免除申請について	90
様式49	道路使用許可申請書	91
様式50	道路工事届	92
様式51	道路通行止申請書	93
様式52	車両消毒確認書	94
様式53	車両消毒台数報告書	95
様式54	搬出資材一覧表	96
様式55	農場消毒実施状況	97
様式56	農場消毒証明書	98
様式57	口蹄疫予防液受領書	99
様式58	口蹄疫予防液使用報告書	100

(資料1) 家畜評価額の算定方法 (防疫指針別紙)

1 肥育牛(和牛、交雑種及び乳用種)

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

ア 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。

イ 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛(品種(黒毛和種等)、用途(肥育向等)等が同一の子牛)の平均取引価格(直近1年間のもの)を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。

なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定するものとし、品種別の取扱いは以下のとおりとする。

(ア) 和牛：母牛と父牛の資質を加味する。

(イ) 交雑種：父牛の資質のみを加味する。

(ウ) 乳用種：資質は加味しない。

ウ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から素畜費を除いた額を平均肥育期間で除して算定する。

エ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

[参考] 品種別の1日当たりの生産費(平成21年度畜産物生産費調査)

●去勢若齢肥育牛の1日当たり生産費(全国平均)

(全算入生産費 965,996円 - 素畜費 523,902円) ÷ (肥育期間 20.2か月 × 30.4日) = **720円**

●交雑種肥育牛の1日当たり生産費(全国平均)

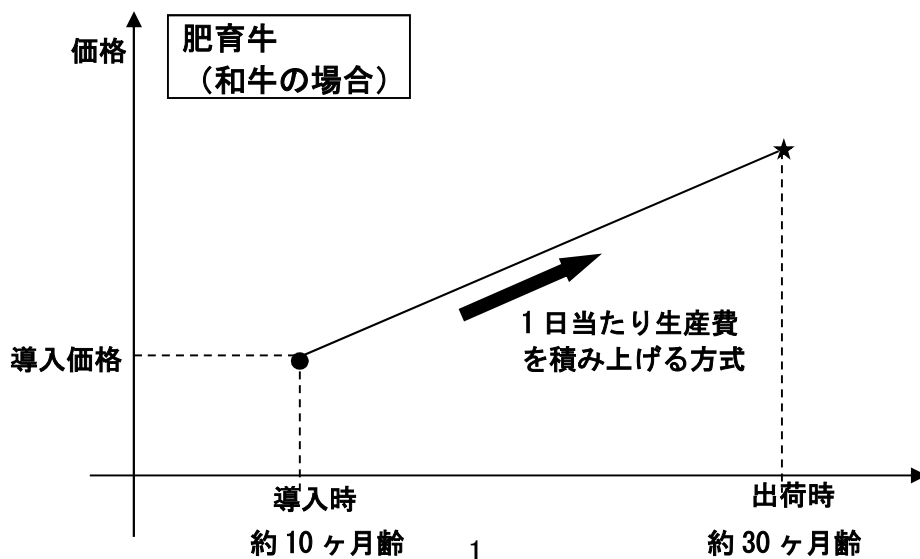
(全算入生産費 583,148円 - 素畜費 195,223円) ÷ (肥育期間 19.2か月 × 30.4日) = **665円**

●乳用雄肥育牛の1日当たり生産費(全国平均)

(全算入生産費 338,437円 - 素畜費 104,769円) ÷ (肥育期間 14.6か月 × 30.4日) = **527円**

【例】肥育牛(和牛)を出荷時(30か月齢)で評価

導入価格 1日当たりの生産費 × 飼養日数
 393,773円(全国の和子牛平均取引価格) + 720円 × (約20か月 × 30.4日) = 831,533円



2 肥育豚

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

ア 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。

イ 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の100分の9を乗じて算定する。

ウ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間(平均販売月齢)で除した費用に100分の50を乗じた前期1日当たり生産費(生まれた日から70日齢まで)及び100分の130を乗じた後期1日当たり生産費(71日齢から出荷されるまで)を算定する。

エ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕1日当たりの生産費(平成23年度畜産物生産費調査)

●産み落とし価格(全国平均)

全算入生産費 31,903 円 × 豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合 9% = 2,871 円

●肥育豚の1日当たり生産費(全国ベース)

(全算入生産費 31,903 円 - 産み落とし価格 2,871 円) ÷ (肥育期間 6.4 か月 × 30.4 日) = 149 円

・前期1日当たり生産費(0~2.3 か月齢): 1日当たり生産費の50% = 75 円

・後期1日当たり生産費(2.3~6.4 か月齢): 1日当たり生産費の130% = 194 円

【例】肥育豚を出荷時(6.4 か月齢)で評価

〔約100日齢の子豚を導入している場合〕

導入価格 1日当たりの生産費 × 飼養日数

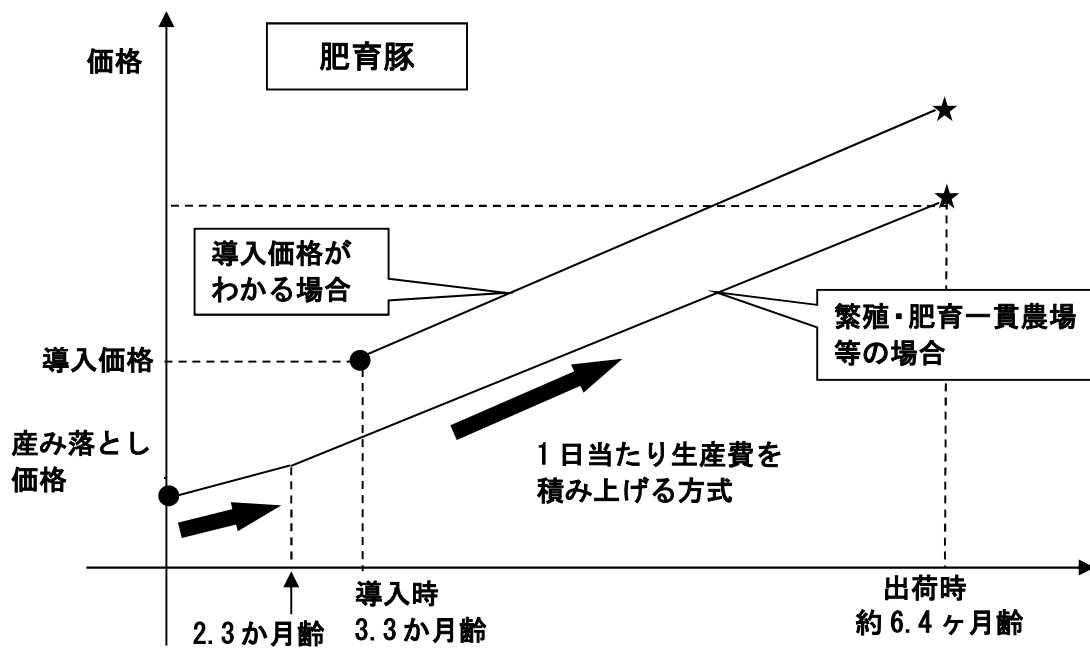
15,220円 + (194円 × (6.4か月 - 3.3か月) × 30.4日) = 33,503円

※この試算例では農作物価統計を用いて導入価格を設定

〔繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合〕

産み落とし価格 1日当たりの生産費 × 飼養日数

2,871 円 + ((75 円 × 2.3 か月) + (194 円 × 4.1 か月)) × 30.4 日 = 32,295 円



3 肉用子牛

【和子牛】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格 + 飼養日数に応じた増価額 (1日当たりの増価額 × 飼養日数)
+ 親牛加算金

(2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

ア 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、農業物価統計における乳子牛(交雑種：又し子)の直近1年間の平均販売価格に、肉用牛補給金制度の褐毛和種(黒毛和種)の保証基準価格を交雑種の保証基準価格で除して得た割合を乗じて算定する。

イ 1日当たりの増価額は、次により算定する。

(近隣市場の市場平均価格又は褐毛和種(黒毛和種)の保証基準価格－産み落とし価格) ÷ 近隣市場の平均出荷日齢

ウ 飼養日数は、素畜が生まれた日から疑似患畜と決定される日までの日数とする。

エ なお、必要に応じて、血統等を加味することとし、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

〔参考〕

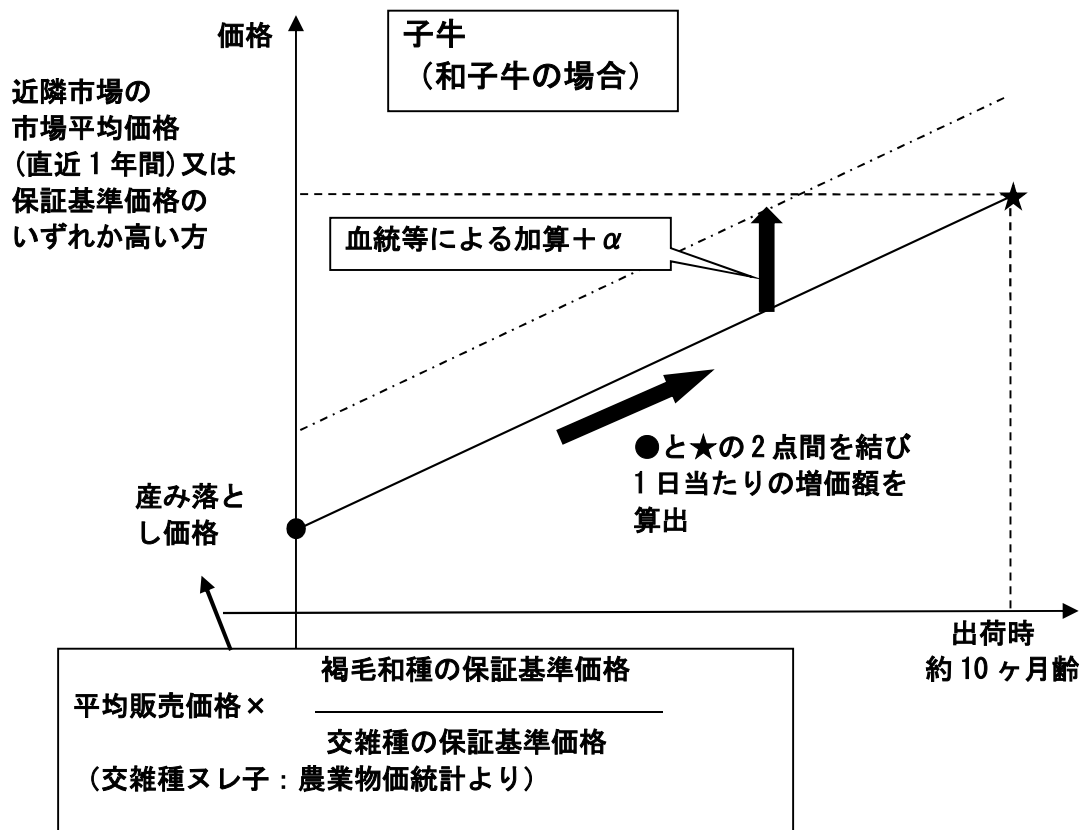
●産み落とし価格(平成21年農業物価統計から算定)

$$\text{乳子牛(交雑種:又し子)95,730円} \times \frac{\text{褐毛和種の保証基準価格} \ 280,000 \text{円}}{\text{交雑種の保証基準価格} \ 181,000 \text{円}} = \boxed{148,091 \text{円}}$$

└ H21年平均販売価格

●和子牛の1日当たり増価額(平成21年農業物価統計から算定)

$$(\text{和子牛(去勢)の平均販売価格} \ 387,400 \text{円} - \text{産み落とし価格} \ 163,957 \text{円}) \div (\text{育成期間} \ 10 \text{か月} \times 30.4 \text{日}) = \boxed{735 \text{円}}$$



【乳子牛（雄・交雑種）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格 + 育成日数に応じた増価額（1日当たりの増価額×育成日数）
+ 親牛加算金

(2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

ア 産み落とし価格は、農業物価統計における乳子牛(ホルスタイン種雄牛：生後7～10日程度)及び乳子牛(交雑種：生後7～10日程度)の直近1年間の平均販売価格とする。

イ 1日当たりの増価額は、産み落とし価格と出荷時の近隣市場における平均取引価格から算定する。

ウ 飼養日数は、素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

エ なお、交雑種については、必要に応じて、父牛の血統を加味することとし、具体的な加算額は、父牛の資質について、各都道府県が算定した育種価に基づき、県が算定する。

〔参考〕

- 産み落とし価格（21年農業物価統計から算定）

乳子牛（ホルスタイン種雄牛：約8.5日齢）平均販売価格 = 26,310円

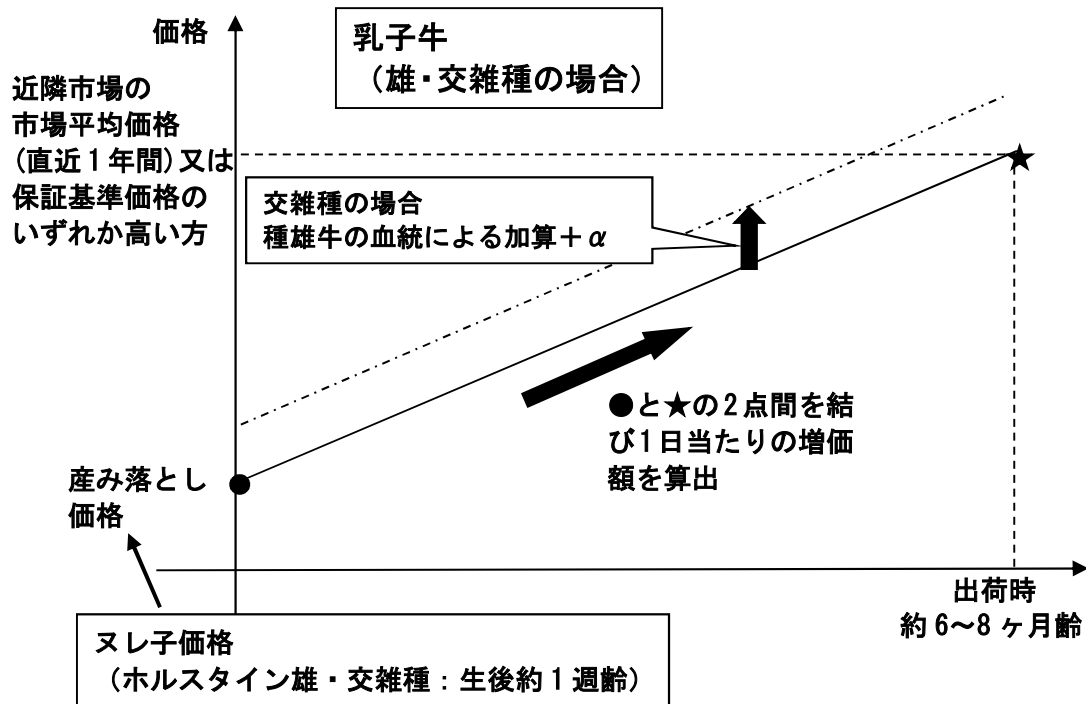
- 乳子牛(雄)の1日当たりの増価額（平成21年農業物価統計から算定）

（肥育用乳用雄(ホルスタイン種：約6.5か月齢)の平均販売価格101,300円－産み落とし価格26,310円) ÷ (育成期間6.5か月×30.4日) = 380円

- 産み落とし価格（平成21年農業物価統計から算定）

乳子牛（交雑種：約8.5日齢）平均販売価格 = 73,440円

- 乳子牛(交雑種)の1日当たりの増価額(平成21年農業物価統計から算定)
 (肥育用乳用(交雑種:約8か月齢)の平均販売価格161,300円-産み落とし価格73,440円)÷(育成期間8か月×30.4日)=**361円**



4 肉用繁殖雌牛・繁殖雌豚

【肉用繁殖雌牛(未経産)】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費(1日当たりの生産費×飼養日数) + 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ア 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- イ 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛(品種(黒毛和種等)、用途(繁殖向等)等が同一の子牛)の平均取引価格(直近1年間のもの)を基礎として、必要に応じて血統等を加味した額とする。なお、血統等を加味した具体的加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。
- ウ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- エ 育成日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- オ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する(ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。)

【肉用繁殖雌牛(経産)】

(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

ア 初産時基準価格は、次により算定する。

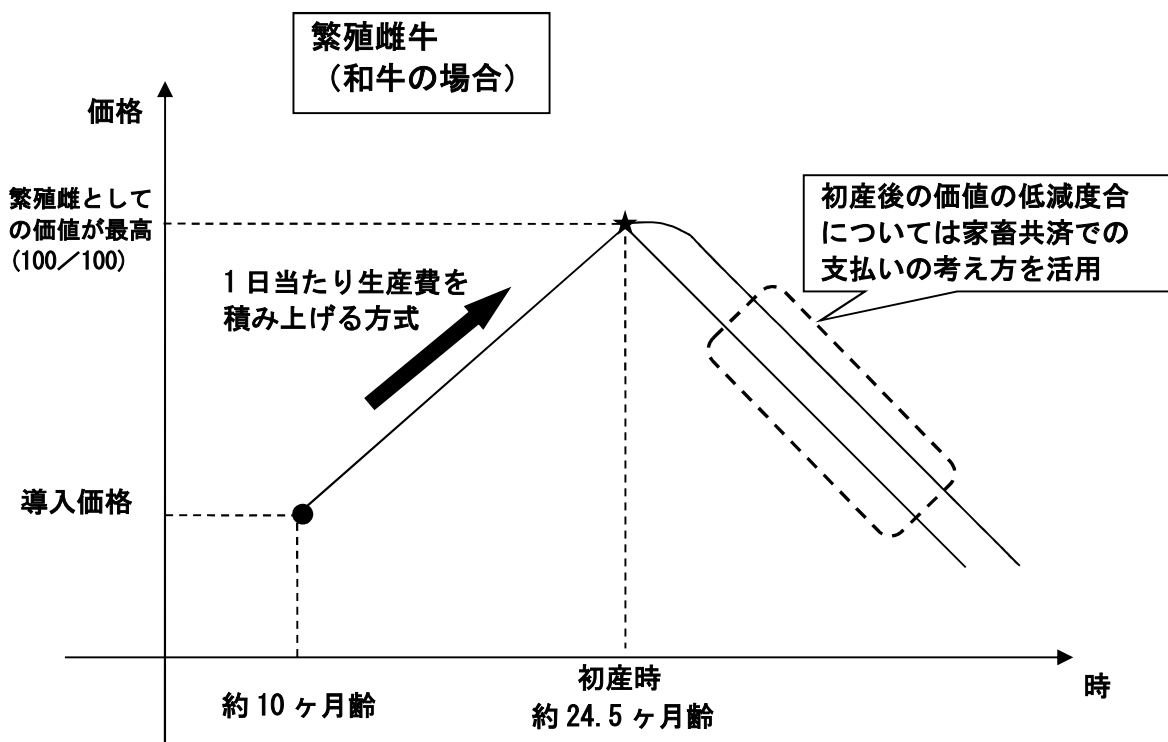
素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

イ 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。

ウ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとす。

エ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。

オ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。



【例】肉用繁殖雌牛を初産時（24.5 か月齢）で評価

$$\begin{aligned} & \text{導入価格} && \text{1日当たりの生産費} \times \text{飼養日数} && \text{妊娠加算分} \\ & \{382,600 \text{ 円} (\text{繁殖用和牛雌子牛平均購入価格}) + (720 \text{ 円} \times (24.5 \text{ か月} - 9.5 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日})\} \times 1.2 \\ & = \boxed{853,104 \text{ 円}} \end{aligned}$$

【繁殖雌豚（未経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ア 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- イ 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
- ウ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- エ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- オ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【繁殖雌豚（経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

- ア 初産時基準価格は、次により算定する。
素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）
なお、素畜の導入価格及び育成経費は繁殖雌豚（未經産）と同様の算定方法とする。
- イ 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。
- ウ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- エ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【例】繁殖雌豚を初産時（約12か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数	妊娠加算分
{55,280円(繁殖用雌豚(雑種)平均購入価格) + (194円×(12か月-3.3か月)×30.4日)}		
× 1.2		
= 127,779円		

5 乳用牛

【乳用繁殖雌牛（搾乳牛:未經産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数） + 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ア 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- イ 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（乳用種等）、用途（搾乳繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。

- ウ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛のものを利用する。
- エ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- オ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【乳用繁殖雌牛（搾乳牛:経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金 + 産乳能力加算金

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

ア 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

イ 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。

ウ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとす。

エ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。

オ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

カ 産乳能力が地域の平均を超える場合には、これを加算することができるものとする。具体的な加算額は、当該牛の年間平均産乳量（直近の305日成績等）を当該地域の年間平均産乳量と比較し、次により算定する。

（当該牛の年間平均産乳量－当該地域の年間平均産乳量）×契約乳価×収益率

※ なお、個体ごとの年間平均産乳量は、基本的には牛群検定等の個体データを活用し、個体ごとのデータを保有していない場合にあつては、農場全体の産乳量と搾乳頭数等から1頭当たりの年間平均産乳量を推定することにより算定する。

【例】乳用繁殖雌牛を初産時（約26か月齢）で評価

$$\begin{aligned} & \text{導入価格} && \text{1日当たりの生産費} \times \text{飼養日数} && \text{妊娠加算分} \\ \{ & 141,000 \text{円 (札乃)} \} \times \text{雌子牛 6か月齢平均購入価格} + (546 \text{円} \times (26 \text{か月} - 6 \text{か月}) \times 30.4 \text{日}) \} \times 1.2 \\ = & \boxed{562,320 \text{円}} \end{aligned}$$

【乳子牛（雌）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格 + 飼養日数に応じた増価額（1日当たりの増価額×育成日数）

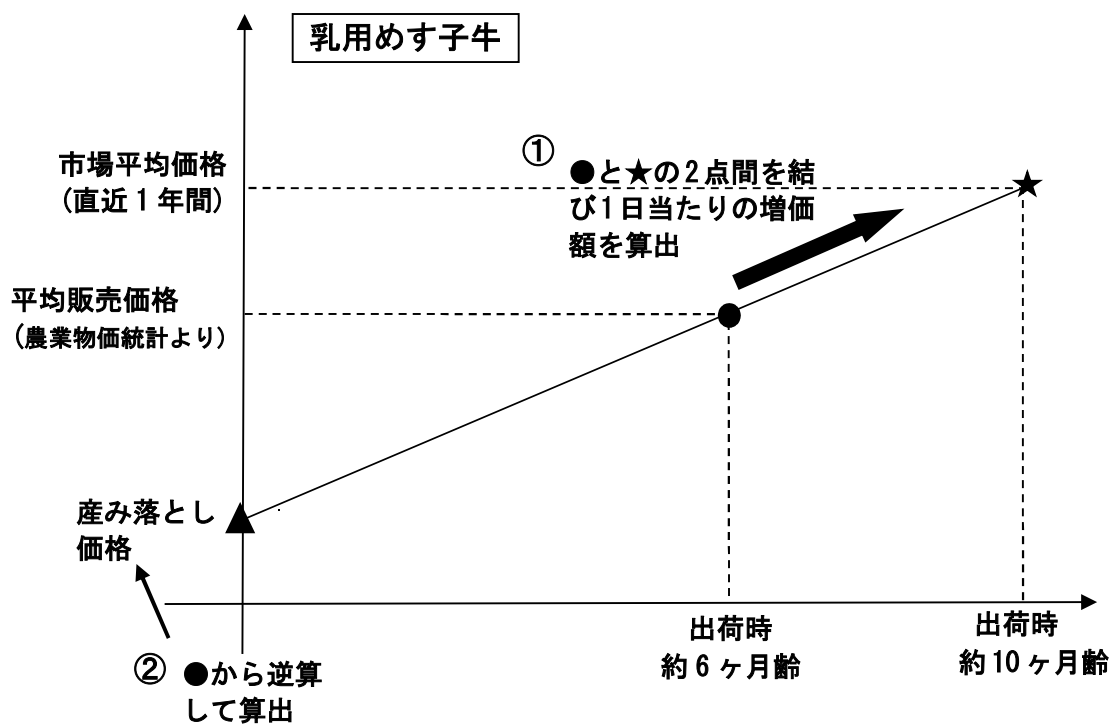
(2) 産み落とし価格及び育成日数に応じた増価額の算定方法

ア 1日当たりの増価額は、農業物価統計におけるホルスタイン純粋種雌の平均販売価格（6か月齢）と近隣市場における平均取引価格（直近1年間：約10か月齢）から算定する。

イ 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、直近年の農業物価統計のホルスタイン純粋種雌（6か月齢）の平均販売価格（直近1年間のもの）及び近隣市場等のホルスタイン純粋種雌（約10か月齢）を用い逆算する。

ウ なお、イで算定した価格が農業物価統計を用いて次により算定した価格を下回る場合、当該価格を産み落とし価格とし、当該価格と市場平均価格から1日当たりの増価額を算定する。

$$\text{ホルスタイン種雄の平均販売価格 (生後 7~10 日齢)} \times \frac{\text{ホルスタイン純粋種雌(生後 6 か月程度)の平均販売価格}}{\text{肥育用乳用雄(ホルスタイン種：生後 6~7 か月程度)の平均販売価格}}$$



(資料2) 家畜防疫互助事業による互助金の種類とその単価

「経営支援互助金」：法に基づき殺処分又は自主とう汰した家畜を飼養していた農場が新たに家畜を導入したときに交付される。

「焼却・埋却等互助金」：殺処分又は自主とう汰した家畜を焼却・埋却したときに交付される。

それぞれの互助金の家畜の種類ごとの1頭あたりの単価は次のとおりである。

家畜の種類			交付上限の単価（1頭あたり）	
			経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
肉 用 牛	肉 専用 種	繁殖雌牛(24か月齢以上)	175,000円	74,000円 (37,000円)
		繁殖雌牛(12か月齢以上 24か月齢未満)	55,000円	
		肥育牛(雌、12か月齢以上)		
		肥育牛(雄、12か月齢以上)		
		子牛(12か月齢未満)		
	交 雑	肥育牛(12か月齢以上)		
		子牛(12か月齢未満)	33,000円	
		乳 用	肥育牛(12か月齢以上)	
	子牛(12か月齢未満)		24,000円	
	乳 用 牛	乳用牛(24か月齢以上)	181,000円	
乳用牛(雌、12か月齢以上 24か月齢未満)		29,000円		
乳用牛(雌、12か月齢未満)		24,000円		
豚	家 族 型	繁殖用種豚(雌)	49,000円	4,000円 (2,000円)
		繁殖用種豚(雄)	49,000円	
		肥育豚	10,000円	
	企 業 型	繁殖用種豚(雌)	57,000円	
		繁殖用種豚(雄)	57,000円	
		肥育豚	12,000円	

注意

- 1 家畜の新たな導入に際して国等の事業を利用した場合には、経営支援互助金は交付されない。
- 2 家畜伝染病予防法の規定により「患畜」、「疑似患畜」として焼埋却費用の1/2の交付を受けた場合は、焼埋却互助金の単価は（ ）の額となる。
- 3 豚の互助金の交付対象は、離乳後の豚である。

(資料3) 病性鑑定材料送付に係る手続き

1 病性鑑定材料の送付に係る取扱い

(1) □蹄疫等の病性鑑定材料は、旅客手荷物としての受託は不可となる。

ア 航空法及び航空法施行規則

イ IATA危険物規則書

【IATAとは、International Air Transport Associationの略】

ウ 全日本空輸株式会社又は日本航空株式会社定款

(2) ただし、航空貨物としての輸送は可能であるため、輸送（持参、郵送等）は航空貨物扱いとする。

2 輸送の方法

国連規格容器（以下、病性鑑定材料輸送容器）を用いて行う。航空貨物輸送の方法は、下記の3方法がある。

(1) 航空会社の航空貨物への申込み（持参する場合）

熊本空港貨物ターミナルへ搬入→東京事務所職員が東京国際空港（以下、羽田空港という）貨物ターミナルで受け取り動衛研海外病研究拠点へ持参。

(2) 運送会社の貨物便として送付

空港又は熊本市内の支店へ搬入→羽田空港貨物ターミナル→チャーター配達で動衛研海外病研究拠点へ。

(3) 小包郵便（ゆうパック）として送付

郵便局へ搬入→動衛研海外病研究拠点へ郵送

3 航空貨物搬送の実施要領及び留意点

(1) 航空会社の航空貨物へ申し込む場合（持参する場合）

ア 熊本空港航空貨物ターミナル（国際線ターミナルの先）の全日本空輸（ANA）又は、日本航空（JAL）受付へ出発便の90分前までに outward、所定の危険物申告書（別添資料1、2）への記入、料金等の支払い等を完了させる。

イ 機長へ搭載許可を得るためには、出発便の90分前までに受付を完了しなければならないため時間を厳守する。

ウ 輸送食料品や動物等へのスペースが確保されるため、出来るだけ早く病性鑑定材料輸送がある旨を連絡する。

エ 料金は重量及び容積で決定され、通常の航空貨物料金の1.5倍となる（5kg以下の場合は3,000円程度）。なお、過去の事例でANAは輸送経験がある。

オ 羽田空港での受け取りには機体到着から搬出まで少々時間が必要（30分～1時間）である。

カ また、国内貨物カウンターまでのアクセスが良好でない（徒歩で15分、タクシーで5分程度の距離）ため、貨物を受け取るまでに1時間程度の時間が必要となる。

危険物貨物搭載料金（5kg以下の場合）：熊本空港→羽田空港

	航空貨物料金
ANA便	2,829 円
JAL便	2,875 円

【主要連絡先】

全日本空輸(株)貨物 Tel 096-232-2965

日本航空(株)貨物 Tel 096-232-1232

日本航空貨物案内図(羽田)



<車でお越しの場合> (矢印の方向へ)

- ① 第1旅客ターミナル1階(到着階)から「357・環八通り」方面へ
- ② 右寄りの車線を進み「357 環七・大井ふ頭」方面へ
- ③ 航空管制塔を左に見ながら直進
- ④ 最初の信号を過ぎてすぐに左車線「西貨物地区」へ
- ⑤ 郵便局の建物を過ぎて左折
- ⑥ 入構ゲートで手続き後、右奥「日本航空貨物」へ

※首都高湾岸線の場合、都内からは「空港中央」出口をご利用ください。
 ※横浜方面からは「湾岸環八」出口から出て直進。管制塔を左に見ながらお進みください。


<旅客ターミナルからバスでお越しの場合>

- ① 第1旅客ターミナル1階(到着階)バス停15番から
- ② 京浜急行バス「空港内循環」にご乗車ください
- ③ 2つ目のバス停「西貨物」で下車
- ④ 旅客ターミナル方向へ少し戻る
- ⑤ 入構ゲートで手続き後、右奥「日本航空貨物」へ

※バスは約15分間隔、料金は片道100円

(別添資料1)

危険物申告書(非放射性物質) ※国内貨物専用

荷送人 氏名(会社名):		運送状番号: ANA -	③
住所:	①	ページ番号: ④ 総ページ数: ④	
荷受人 氏名(会社名):			
住所:	②		
1区間の場合 ⇒ 2部作成 2区間の場合 ⇒ 3部作成		警告 関連するいかなる危険物規則への違反も、関連法規違反として、法的罰則の対象となることがあります。	
輸送の詳細			
航空機のタイプ別制限 旅客機、貨物機 共に搭載可能	出発地空港: ⑤ 貨物機のみ 一搭載可能		
到着地空港: ⑥		危険物のタイプ	一般危険物 放射性物質

危険物の性質及び量(危険物申告書作成要領は、IATA航空危険物規則書第8章を参照のこと)

危険物の識別				容器の種類、1包装物あたりの正味量及び個数 ※内装容器の使用が求められる場合、内装容器の種類、1内装容器あたりの正味量及び個数をカッター内に記載すること	包装基準	備考欄
国連番号又はID番号	正式輸送品目名	分類又は区分の番号(副次危険性の分類又は区分の番号)	包装等級			
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ ⑫	⑬	⑭

その他の取り扱い注意事項 ⑮

緊急連絡先(電話番号): ⑯

私は、当該委託貨物の内容物について正式輸送品目名の記載、分類、包装、表示およびラベルの貼付が完全かつ正確に行われ、関連する国規則及び国内規則により定められた航空輸送するための全ての条件を揃っていることをここに宣誓します。 また、私は関連する航空輸送要件が全て満たされたことを宣誓します。	輸送責任者の氏名及び役職	
	氏名:	⑰
	役職:	
	作成場所(都道府県)	日付 ⑱
	輸送責任者署名(印字不可)又は捺印(上記の警告を確認して下さい) ⑲	
	⑳	

CFT2025

危険物申告書の作成にあたっては、IATA航空危険物規則書ならびに航空危険物輸送法令集をご確認ください。

	項目	記載要領
①	荷送人 氏名(会社名)および住所	荷送人の氏名および住所を、略さず記載する。 ※航空貨物運送状に記載された荷送人名および住所と異なってもよい。
②	荷受人 氏名(会社名)および住所	荷受人の氏名および住所を、略さず記載する。 ※航空貨物運送状に記載された荷受人名および住所と異なってもよい。
③	航空貨物運送状番号	危険物申告書を添付する航空貨物運送状の番号を記載する。
④	ページ番号および総ページ数	ページ番号および総ページ数を記載する。
⑤	出発地空港	出発地の空港名を、略さず記載する。 ※スリーレターコード(例: HND)による記載は禁止とする。
⑥	到着地空港	最終目的地の空港名を、略さず記載する。 ※スリーレターコード(例: HND)による記載は禁止とする。
⑦	国連番号またはID番号	国連番号またはID番号を記載する。 ※番号の前には必ず“UN”または“ID”の接頭辞を付けること。
⑧	正式輸送品目名	正式輸送品目名を記載する。 ※英語表記、日本語表記を問わない。
⑨	分類または区分の番号	分類番号または区分番号を記載する。第1分類については、隔離区分の文字を含めて記載する。 さらに、副次危険性を有する場合は、副次危険性の分類番号または区分番号を括弧書きで記載する。 例: 第3分類の引火性液体で、区分6.1の副次危険性を有する場合 3(6.1)
⑩	包装等級	包装等級を記載する。包装等級が割り当てられていない危険物については、横棒“—”を記載する。 ※包装等級の番号の前に“PG”の接頭辞を付けてもよい。
⑪	容器の種類 1包装物あたりの正味量および個数	①外装容器もしくは単一容器の種類を記載する。 ※英語表記、日本語表記を問わない。 ②1包装物あたりの正味量を記載する。 ※計量単位も併せて記載すること。また、必要な場合は、計量単位の後に“G”の文字を付け加えること。 ③包装物(同一種類かつ同一内容)の個数を記載する。 例: 10Lの引火性液体を収納した天板固着式鋼性ドラムが1個の場合 天板固着式鋼性ドラム × 10.0L × 1個
⑫	内装容器の種類 1内装容器あたりの正味量および個数	内装容器の使用が求められる場合は、以下の内容を括弧書きで記載する。 ①内装容器の種類を記載する。 ※英語表記、日本語表記を問わない。 ②1内装容器あたりの正味量を記載する。 ※計量単位も併せて記載すること。 ③1外装容器に収納された内装容器(同一種類かつ同一内容)の個数を記載する。 例: 外装容器にファイバーボード製箱、内装容器にガラス製容器を使用した場合 ファイバーボード製箱 × 5.0L × 1個 (ガラス製容器 × 2.5L × 2個)
⑬	包装基準	包装基準番号、または“Y”の文字が付いた少量危険物包装基準番号を記載する。
⑭	備考欄	その他、危険物申告書に記載することが求められる場合は、必要事項を記載する。 (例: 特別規定番号・IATA航空危険物規則書 参照項目番号など)
⑮	その他の取り扱い注意事項	特別な取扱要領がある場合は、その内容を記載する。
⑯	緊急連絡先	危険物申告書の記載内容に関する問い合わせ先を記載する。
⑰	輸送責任者の氏名および役職	危険物申告書に署名する者の氏名および役職を記載する。 ※役職に代えて、部門でもよい。
⑱	作成場所	危険物申告書に署名する場所を都道府県名で記載する。
⑲	日付	危険物申告書に署名する日付を記載する。 ※西暦、和暦を問わない。
⑳	輸送責任者署名	輸送責任者が自署もしくは捺印する。 ※印刷によるものは認めない。

危険物申告書(新様式)記載要領

危険物申告書 (国内貨物専用)

①	航空貨物運送状番号: ③ ページ番号 / 総ページ数 ④ 荷受人参加番号: (必要に応じて記載)
②	JALCARGO 警告 着るしきや手袋を2枚以上着用せよと表示がなされている場合は、適合遵守違反、当社印刷の 対象となる場合があります。
③	輸送の距離 航空運送のみ 陸路運送のみ 出発地: ⑥
④	目的地: 貨物のタイプ: (適用されない方を消す) 非放射線物質 ⑦ 放射性物質 ⑧
⑤	危険物の性質および量 DATA の危険物別番号(必須) UN 番号 正式輸送品目名 包装 等級 数量 ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮
⑥	その他: ⑯ 緊急連絡電話番号: ⑰
⑦	氏名/役職または所属部門 ⑱ 作成場所および日付 ⑲ 署名または捺印 (捺印時必須) ⑳

項目	記載要領	記入要領
① 荷受人	荷受人の氏名および住所を記入する。 注: 航空貨物運送状上の荷受人名および住所と異なってもよい。	荷受人の氏名および住所を記入する。 注: 航空貨物運送状上の荷受人名および住所と異なってもよい。
② 荷受人	荷受人の氏名および住所を記入する。 注: 航空貨物運送状上の荷受人名および住所と異なってもよい。	荷受人の氏名および住所を記入する。 注: 航空貨物運送状上の荷受人名および住所と異なってもよい。
③ 航空貨物運送状番号	航空貨物運送状番号を記入する。	航空貨物運送状番号を記入する。
④ ページ番号/総ページ数、荷受人参加番号	ページ番号および総ページ数を記入する。荷受人参加番号の記入は必要に応じて所定欄を記入する。 注: 航空貨物運送状上の荷受人名および住所と異なってもよい。	ページ番号および総ページ数を記入する。荷受人参加番号の記入は必要に応じて所定欄を記入する。 注: 航空貨物運送状上の荷受人名および住所と異なってもよい。
⑤ 航空機のタイプ別制限	航空機が旅客機可能な制限によって包装された場合は「貨物機のみ」を消去し、貨物機のみ搭載可能な制限によって包装された場合は、「旅客機および貨物機」を消去する。	航空機が旅客機可能な制限によって包装された場合は「貨物機のみ」を消去し、貨物機のみ搭載可能な制限によって包装された場合は、「旅客機および貨物機」を消去する。
⑥ 出発地	出発地の空港または都市名を記入する。 注: 3043-31は不可(例: SPK=x, 札幌-O)	出発地の空港または都市名を記入する。 注: 3043-31は不可(例: SPK=x, 札幌-O)
⑦ 目的地	目的地の空港または都市名を記入する。 注: 3043-31は不可(例: SPK=x, 札幌-O)	目的地の空港または都市名を記入する。 注: 3043-31は不可(例: SPK=x, 札幌-O)
⑧ 貨物のタイプ	放射線物質以外の危険物の場合は、「放射性物質」を消去し、放射性物質の場合は「非放射性物質」を消去する。 運送番号またはID番号を記入する。 注: UN 番号には 00 を必ず付与。	放射線物質以外の危険物の場合は、「放射性物質」を消去し、放射性物質の場合は「非放射性物質」を消去する。 運送番号またはID番号を記入する。 注: UN 番号には 00 を必ず付与。
⑨ 正式輸送品目名	航空貨物規則書(DGR)の危険物IDまたは航空貨物運送法(注: 日本)の別添資料(輸送品目)に記載されている品目を記入する。 注: 品名、化学式、UN 番号の記載は必要とする。	航空貨物規則書(DGR)の危険物IDまたは航空貨物運送法(注: 日本)の別添資料(輸送品目)に記載されている品目を記入する。 注: 品名、化学式、UN 番号の記載は必要とする。
⑩ 分類または区分(劇次危険性)	分類または区分を数字で記入する。劇次危険性を有する場合は()書きで記入する。第1分類については横断区分の文字を省略して記入する。 例: 第1分類の場合は1A	分類または区分を数字で記入する。劇次危険性を有する場合は()書きで記入する。第1分類については横断区分の文字を省略して記入する。 例: 第1分類の場合は1A
⑪ 包装等級	包装等級を記入する。番号の前に「PG」を付けてもよい。包装等級がない場合は空欄とする。	包装等級を記入する。番号の前に「PG」を付けてもよい。包装等級がない場合は空欄とする。
⑫ 包装基準	包装基準を記入する。 注: 包装基準の番号は「Fibre board Boxes」	包装基準を記入する。 注: 包装基準の番号は「Fibre board Boxes」
⑬ 承認	少量危険物の場合は、「少量危険物(少量輸送品目)」を記入する。Limited Quantity(Ltd Qty.)でも可。また特別規定がM1A2, A1, A1, A109に該当する場合は、特別規定番号を記入する。	少量危険物の場合は、「少量危険物(少量輸送品目)」を記入する。Limited Quantity(Ltd Qty.)でも可。また特別規定がM1A2, A1, A1, A109に該当する場合は、特別規定番号を記入する。
⑭ その他: 取り扱い注意	その貨物に関連する何か特別な取り扱い要領があれば記入する。	その貨物に関連する何か特別な取り扱い要領があれば記入する。
⑮ 緊急連絡電話番号	当該品目の取り扱いに関し、知識を有している担当者(運送先)の電話番号を記入する。	当該品目の取り扱いに関し、知識を有している担当者(運送先)の電話番号を記入する。
⑯ 氏名/役職または所属部門	危険物申告書に署名する人の氏名および役職を記入する。役職名に代わって所属する部門名でも可。	危険物申告書に署名する人の氏名および役職を記入する。役職名に代わって所属する部門名でも可。
⑰ 作成場所および日付	危険物申告書に署名する場所および年月日を記入する。(和暦記載も可)	危険物申告書に署名する場所および年月日を記入する。(和暦記載も可)
⑱ 署名または捺印	署名または捺印	署名または捺印

※ 各欄の記載内容については、航空貨物規則書(DGR)第8章をご参照ください。なお、上記記入要領の赤字部分は弊社国内版のみ適用される項目です。

(2) 運送会社の貨物便として送付する場合

- ア 運送会社を経由して貨物便として送付する場合、危険物申告書等の記入等は運送会社が行なう。
- イ 運送会社に輸送内容を十分に伝達しておく。
- ウ 貨物及び宅急便は食料品等と混載することから危険物貨物は配送禁止となるため、原則として空港止めになる。
- エ しかし、空港からの配送はチャーター配達を利用することで可能である（チャーター配達：その荷物のみを配送するシステム）。
- オ 郵便貨物のような搭載便の指定がないため、比較的余裕はあるが、搭載スペースの確保等の問題があり、航空会社の航空貨物へ申し込む場合と同様な配慮は必要である。
- カ 日本通運、西武運輸、ヤマトグローバルエクスプレスが危険物貨物の取扱いが多く、輸送に適している。
- キ 発送方法は、熊本空港貨物ターミナル又は、熊本市内にある運送会社支店へ直接搬入し、所定の申告書等を記入のうえ、カーゴ料金及びチャーター配達料金を支払う。

日本通運エクスプレスカーゴ（熊本空港→羽田空港）を利用する場合
チャーター配達（羽田空港→東京都小平市）利用料金（5kg 以下の場合）

利用便	航空貨物料金	チャーター配達	合計料金
ANA便	2,775 円		23,215円（平日）
		20,440 円（平日）	27,303円（日祝）
JAL便	2,490 円		22,930円（平日）
		24,528 円（日祝）	27,018円（日祝）

【主要連絡先】

日本通運(株)熊本航空支店 TEL 096-388-7722
FAX 096-388-7727
// 熊本支店 TEL 096-387-8777
FAX 096-387-8797
// 天草営業所 TEL 0969-23-0202
FAX 0969-22-5163

ヤマトグローバルエクスプレス熊本空港営業所

TEL 096-232-1777

FAX 096-232-1330

// 熊本営業所

TEL 096-319-1711

FAX 096-319-1714

西武運輸(株)熊本空港出張所

TEL 096-232-1522

// 熊本営業所

TEL 096-389-1890

// 松橋営業所

TEL 0964-32-1811

// 玉名営業所

TEL 0968-86-2151

(3) 郵便小包(ゆうパック)として送付する場合

ア 航空便扱いとして送付することができるが、発送した翌々日以降に動衛研に配送されるため緊急時には不適である。

イ また、航空貨物として搭載される時に前述の条件等がかかるため、郵便物に含まれる危険物申告書等の書類が必要となる。

ゆうパック料金(30kg以下、三辺の合計が80cmまで)：熊本市→東京都

	ゆうパック料金	チルド料金	合計料金
持ち込み	1,240 円	350 円	1,590 円
集荷	1,340 円	350 円	1,690 円

【主要連絡先】

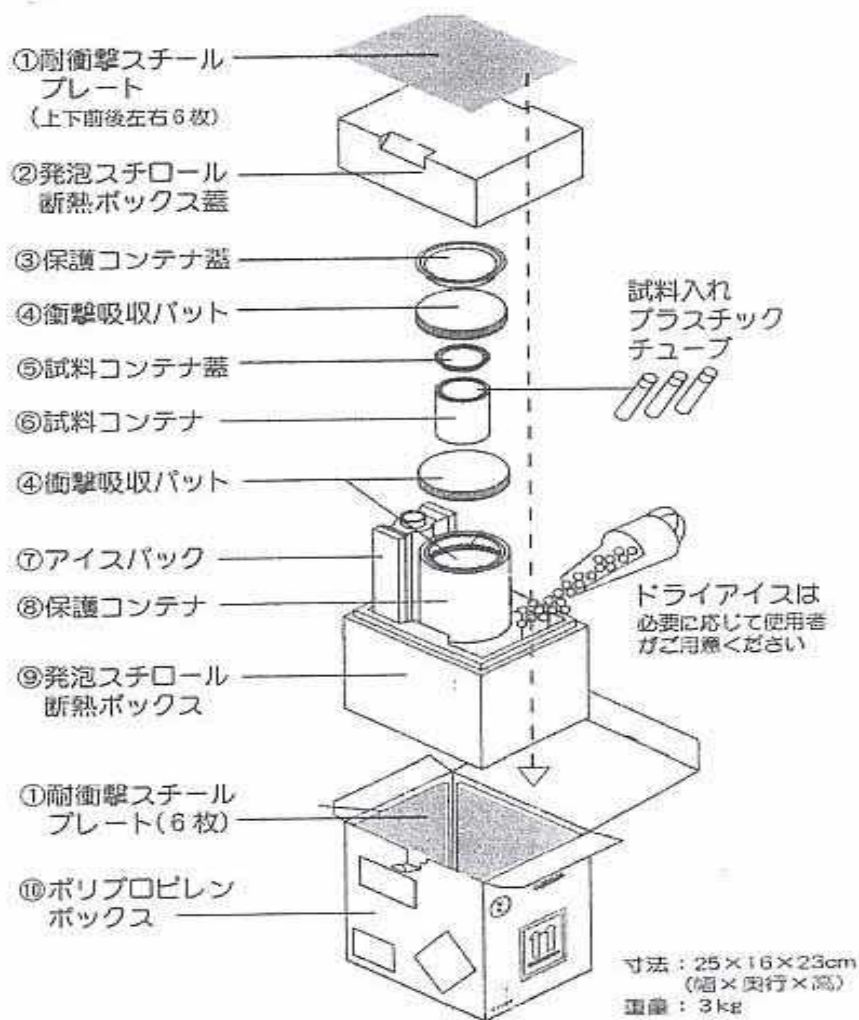
熊本北郵便局 郵便案内受付 TEL 096-233-5480

熊本東郵便局 郵便案内受付 TEL 096-365-0785

病性鑑定材料輸送容器取扱説明書

1 使用前に

病性鑑定材料輸送容器を使用する前に、かならず取扱説明書を精読のうえ、輸送容器のセット容器を確認すること。不足なものがあると病性鑑定材料が輸送できなくなる場合があるので注意が必要である。



病性鑑定材料輸送容器の標準セットは以下のとおり。

- ポリプロピレンボックス
- 耐衝撃スチールプレート (上下、前後、左右計6枚)
- 発泡スチール断熱ボックス (本体と蓋)
- アイスパック (2個)
- 試料コンテナ (試料入れプラスチックチューブ、衝撃吸収クッション付)
- 保護コンテナ (衝撃吸収パット、クッション付)
- 密封剤 (目地シール)

2 病性鑑定材料の包装

病原体を含む病性鑑定材料の包装は、使用する国連規格容器の取扱説明書に基づき3重包装を行う。また、輸送途中で破損や漏えい等の事故が起きないように適切に収容し、包装責任者によるチェックを実施する。

ア 1次容器

病性鑑定材料はプラスチックチューブ等に入れ、シールを行い確実に密封する。

イ 2次容器

緩衝材を入れた2次容器に1次容器を入れる。2次容器にドライアイスを入れると、輸送途中で容器が破裂（爆発）する可能性があるため入れてはならない。2次容器は必要に応じて、密封剤等で密封する。

ウ 3次容器

2次容器を3次容器に入れ、保冷剤もしくはドライアイスを設定する。ドライアイスを入れる場合には3次容器は密封してはならない。

エ 外部包装（オーバーパック）

下記様式により品名及び差出人等を記載した書類を見やすいところに貼付する。

必要に応じて、輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6. 2）及びドライアイス表示（輸送許容物表示ラベル：分類番号9）を貼付する。

（1）航空機による輸送を行う場合

品名：家畜の組織等「危険物」*1
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：防疫員（獣医師）
氏名：
ドライアイス〇〇kg在中*2

*1：朱記すること。

*2：ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

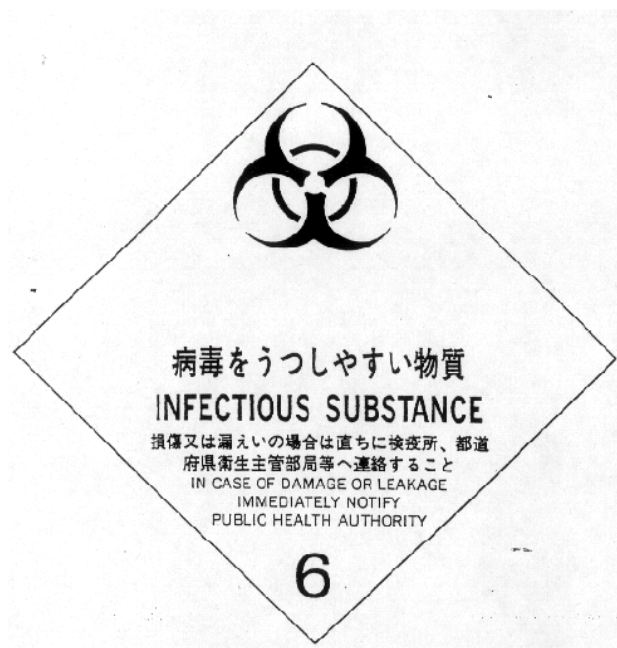
（2）航空機による輸送を行わない場合

品名：家畜の組織等「危険物」*1
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：

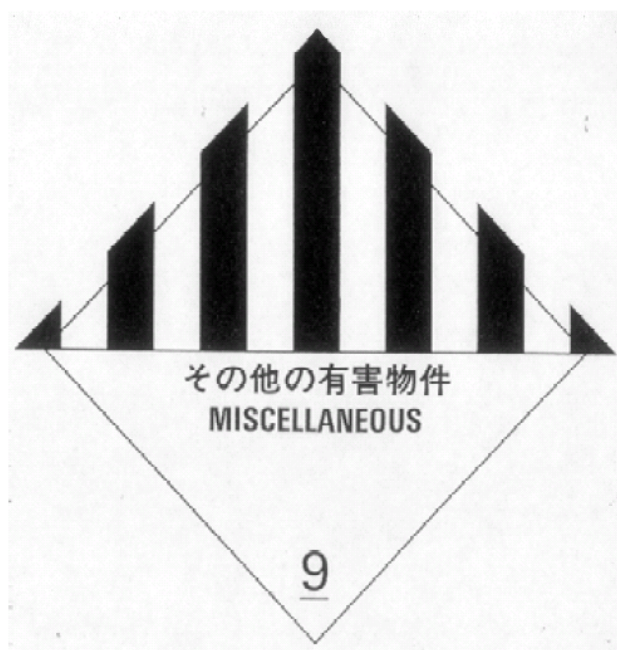
*：朱記すること。

(参考)

1 輸送許容物件表示ラベル (分類番号: 6. 2)



2 輸送許容物件表示ラベル (分類番号: 9)



(資料4) 消毒について

1 基本方針

口蹄疫が発生した際の消毒は、発生農場における通行規制、患畜、疑似患畜の殺処分や運搬並びに汚染物品の焼埋却など一連の感染拡大防止措置において口蹄疫ウイルスの散逸防止を図ることにある。また、発生農場の周辺農場（通常は移動制限区域内の農場）については、ウイルスの侵入を防ぐための消毒を強化する。さらに、幹線道路や畜産関係車両の通行が多い道路には消毒ポイントを設置し、通行車両の消毒を行う。

2 口蹄疫発生時の防疫措置としての消毒内容

(1) 発生農場

ア 殺処分等の作業中の消毒

イ 防疫措置完了後の消毒

殺処分の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

(2) 埋却地

ア 埋却作業中の消毒

イ 殺処分家畜運搬中の消毒

(3) 周辺農場

ア 衛生管理としての消毒の強化を徹底
(口蹄疫に対する効果の高い消毒薬の使用)

(4) 消毒ポイント

ア 車の流れを踏まえた消毒ポイントの設置

イ 車両（特に畜産関係車両）の消毒

3 消毒方法

(1) 発生農場における消毒

ア 出入口における消毒

(ア) 対象：防疫作業、連絡等のため発生場所に入入りする車両、人等

(イ) 方法

a 車両は、塩素系消毒薬や4%炭酸ソーダ液を用い、車両全体、特にタイヤ部分を入念に噴霧消毒する。

b 衣類、器具等はあらかじめ消毒済のものを使用し、再度塩素系消毒薬や4%炭酸ソーダ液を噴霧又は浸漬する。

c 手指については、使い捨てのゴム手袋等を着用する。

d 使用した防疫服等は、使用後密封し消毒又は焼埋却により処分する。

e 特に退出時にウイルスを持ち出さないように消毒確認者を配置するなど、細心の注意を払う。

イ 殺処分場所、埋却場所及び周辺敷地の消毒

(ア) 対象：殺処分場所、埋却場所、現場周辺の土地

(イ) 方法

消石灰の散布により消毒する。

ウ 畜舎及び付属施設の消毒

(ア) 対象：畜舎、倉庫、事務所及び堆肥舎

(イ) 方法

a 畜舎等の施設は、動力噴霧機により塩素系消毒薬又は4%炭酸ソーダ液を噴霧

b 農機具等は、塩素系消毒薬又は4%炭酸ソーダ液の噴霧又は浸漬

c 室内は、ホルマリンガスによる薫蒸

- d 堆肥及びサイロ等は、消石灰を散布
- e 尿だめ及び排水溝は、消毒薬又は炭酸ソーダ液投入

エ 殺鼠剤等の散布

(ア) 対象：ねずみ、野犬、野良猫及び衛生害虫の駆除

(イ) 方法

- a ねずみはクマリン等の殺鼠剤により駆除する。
- b 野犬等は捕獲に努める。
- c 衛生害虫は、有機リン製剤の散布により駆除する。

オ 借受車両等の消毒（返還時）

借受車両のウイルスを除去し、返却後の安全性を確保するため、作業終了後、1週間をかけて下記の作業内容を必ず行う。

(ア) 2日間かけて、「水洗→消毒→乾燥」の工程を行い、これを3回繰り返す。

(イ) 全6日間の工程終了後、1日のダウンタイムを設ける。

(ウ) 運転席・助手席の足マットは、塩素系消毒薬で浸漬消毒後、乾燥させる。

(エ) 車内は、「塩素系消毒薬ふきん清拭→水ふきん清拭→乾燥」工程を3回繰り返す。

1回目	水洗・消毒	・・・	1日目
	乾燥	・・・	2日目
2回目	水洗・消毒	・・・	3日目
	乾燥	・・・	4日目
3回目	水洗・消毒	・・・	5日目
	乾燥	・・・	6日目
	休息期間	・・・	7日目

(2) 発生農場周辺の消毒

ア 農場に面する道路等での消毒

(ア) 対象：通行する車両等の消毒

(イ) 方法

車両には、塩素系消毒薬又は4%炭酸ソーダ液を噴霧し、また同消毒薬に浸漬した衛生マット等を路面に設置する。

イ 排水溝等の消毒

(ア) 対象：農場内から流出した恐れのある排水、有機物等

(イ) 方法

消毒薬の散布又は投入

ウ 家畜運搬等に使用した道路の消毒

(ア) 対象：家畜運搬等のため汚染車両が走行した路面

(イ) 方法

散水車による塩素系消毒薬又は4%炭酸ソーダ液の散布

(3) 疫学調査時の消毒

ア 農場出入時の車両の消毒

(ア) 車両は、塩素系消毒薬又は4%炭酸ソーダ液を用い、車両全体、特にタイヤ部分を入念に噴霧消毒する。

イ 農場出入時の人の消毒

(ア) 衣服は、防疫服を着用し、さらに使い捨てゴム手袋等を着用する。

(イ) 防疫服等は、農家1戸毎に交換し、使用した衣服等は、密封して持ち帰り、再度消毒する。

ウ 農場出入時の資材等の消毒

使い捨てにできない器材は、塩素系消毒薬又は4%炭酸ソーダ液に浸漬する。

4 記録及び報告

上記3の(1)、(2)の消毒作業を実施した場合は、農場消毒実施状況に記入し、防疫総括班(畜産課)に報告する。また、必要に応じ、農場消毒証明書を発行する。

【農場消毒実施状況(様式55)】

【農場消毒証明書(様式56)】

5 消毒薬の選定

(1) 口蹄疫ウイルスは、ウイルスとしては比較的長く生存することができるが、酸(pH 6.0以下)あるいはアルカリ(pH9.0以上)によって、感染性を速やかに失うため、強いアルカリである炭酸ソーダ、消石灰などを用いる。

(2) 炭酸ソーダや消石灰は使用方法を間違えると作業者の皮膚や粘膜を痛めるおそれがあり、また、発生農場の防疫措置では大量の消毒薬を使用するため、周辺の農作物や環境に悪影響を及ぼす可能性がある。消毒薬の選定と使用に当たっては、周辺への影響についても十分注意を払う必要がある。

【口蹄疫ウイルスの生存期間】

対象物	環境状況	生存期間
堆肥(牛)	夏	1週
	冬	24週
敷料(ワラ等)		4週
衣服、靴	夏	9週
	冬	14週
飼料(ふすま) (乾草)		20週
		200日以上

別表 作業別消毒方法

作業種目		消毒対象	使用器具機材	使用薬品	備考
従事者	手指消毒	人の手	消毒架、洗面器、バケツ等 手動ポンプ	0.2%クエン酸 2%酢酸 1%ヨードホール	
	衣服等消毒	衣服、履物等	ポリバケツ、ビニール等	4%炭酸ソーダ	
家畜	豚、牛、山羊、 めん羊等	畜体	噴霧器	4%炭酸ソーダ	3L/m ²
畜舎	畜舎消毒	床、天井、壁等	スチームクリーナ、噴霧機	4%炭酸ソーダ	3L/m ²
	畜舎周辺消毒	排水溝等	噴霧機、散布器	4%炭酸ソーダ 消石灰散布	3L/m ² 1kg/m ²
	農機具消毒	一輪車、スコップ等	噴霧機	4%炭酸ソーダ	3L/m ²
	器具消毒	車両等	噴霧機	4%炭酸ソーダ	3L/m ²
殺鼠剤等	鼠駆除	鼠		クマリン等	
	衛生害虫駆除	蚊、蠅、アブ等	噴霧機	有機リ剤0.1%	3L/m ²
汚染道路等の消毒		道路	散水車、散粉車	4%炭酸ソーダ 消石灰散布	3L/m ²

国通知参照

【 参考：口蹄疫ウイルスに効果がある消毒薬 】

分類	製剤名	効果が認められた 最高希釈倍数(注)
ヨウ素系消毒薬	クリンナップA ファインホール バイオシッド30	400倍 400倍 1000倍
塩素系消毒薬	アンテックビルコンS クレンテ スミクロール	2000倍 2000倍 1000倍
アルデヒド系消毒薬	グルタクリーン	800倍
複合消毒薬	アリバント	400倍
NaOH 添加消毒薬	クリアキル-100 (0.1%NaOH 添加)	2000倍

注：承認された用法・用量の範囲内で効果が認められる最高希釈倍数で、感作条件は室温30分、その他の条件は以下の論文を参照下さい。

出典：「口蹄疫ウイルスに対する市販消毒薬の効果」

日本獣医師会雑誌 55巻9号 p.575-579(2002)より改変

【消毒剤による皮膚・粘膜障害の予防のために】

防疫作業で消毒に使用している消石灰及び炭酸ソーダは、水に溶けると強アルカリ性を示し、直接触れると皮膚や粘膜に障害を起こす。そのため、消毒薬を取り扱う作業時には、肌や目に触れないように、手袋、防疫服やゴーグル及びマスクを適切に装着しておくことが必要である。

また、作業後には、流水、石鹸で十分に洗い流すとともに、汚染された手や衣類が顔や眼にふれないように十分注意する。

【消毒作業時の注意点】

- ☑ 暑い時期でも、長袖、長ズボンを着用した上に防疫服を着る。
- ☑ 防疫服と手袋の間、長靴と防疫服の間にガムテープを巻く。
- ☑ 必要があれば首回りにタオルを巻いて防御する。
- ☑ 必要があれば、マスクは二重着用し、休憩時には取り替える。
- ☑ 休憩時には、うがい、手洗い、洗顔を行なう。

(資料5) 関係団体連絡先

◇ 畜産関係団体 ◇

1	(公社)熊本県畜産協会	TEL 096-369-7745	FAX 096-331-1018
2	(公財)熊本県農業公社	TEL 096-213-1234	FAX 096-213-1239
3	(一社)熊本県配合飼料価格 安定基金協会	TEL 096-381-7491	FAX 096-381-7497
4	(一社)熊本県獣医師会	TEL 096-369-7807	FAX 096-369-7837
5	(株)熊本県畜産流通センター	TEL 0968-26-4121	FAX 0968-26-4122
6	熊本県食肉事業協同組合連合会	TEL 096-372-4994	FAX 096-371-2752
7	熊本県牛乳普及協会	TEL 096-360-6250	FAX 096-360-6235
8	熊本県牛乳協会	TEL 096-360-6250	FAX 096-360-6235
9	熊本県装蹄師会	TEL 0968-24-1276	FAX 0968-24-1276
10	熊本県農業共済組合	TEL 0964-25-3200	FAX 0964-25-3232

◇ 農協・同連合会 ◇

1	熊本県農業協同組合中央会	TEL 096-328-1000	FAX 096-311-2023
2	熊本県経済農業協同組合連合会	TEL 096-328-1115	FAX 096-326-0525
3	熊本県畜産農業協同組合連合会	TEL 096-365-8811	FAX 096-369-7712
4	熊本県畜産農業協同組合	TEL 096-369-0077	FAX 096-369-0700
5	熊本県酪農業協同組合連合会	TEL 096-388-3511	FAX 096-388-3555
6	肥後開拓農業協同組合	TEL 096-386-5366	FAX 096-386-5370

◇ その他 ◇

1	熊本県動物用医薬品器材販売協会	(県内店舗(卸売)販売業社持ち回り)	
2	家畜運送会社		
	・(株)九州運輸	TEL 0968-38-3515	FAX 0968-38-3715
	・(有)共同運輸	TEL 096-248-1133	FAX 096-248-5880
	・(有)丸喜運送	TEL 0966-45-0352	FAX 0966-45-0694
	・坂口運送(天草)	TEL 0969-32-0330	FAX 0969-32-1100
3	産業廃棄物処理業者		
	・(株)熊本蛋白ミール公社	TEL 0968-26-4124	FAX 0968-26-4341
	・(株)九州産廃	TEL 0968-24-1193	FAX 0968-24-2927
4	(公社)熊本県トラック協会	TEL 096-369-3968	FAX 096-369-1194
5	(一社)熊本県建設業協会	TEL 096-366-5111	FAX 096-363-1192
6	熊本県ペストコントロール協会	TEL 096-337-6803	FAX 096-337-6789
7	熊本県養豚協会(畜産協会内)	TEL 096-365-8200	FAX 096-331-1018
8	熊本県家畜市場	TEL 096-294-1777	FAX 096-294-1992
9	全農畜産サービス(株)	TEL 0968-37-2111	FAX 0968-37-2162
	西日本原種豚場		
10	熊本酸素協会	TEL 0965-33-1105	FAX 0965-33-3545
	(事務局・吉住酸素工業株式会社)		
11	NPO 法人コメリ災害対策センター	TEL 025-371-4185	FAX 025-371-4151
12	株式会社ホームセンターサンコー	TEL 096-367-5914	FAX 096-365-2729
13	株式会社ナフコ	TEL 093-521-5155	FAX 093-521-1694
14	(一社)日本建設機械レンタル協会	TEL 096-344-0081	FAX 096-344-5903
15	赤帽熊本県軽自動車運送協同組合	TEL 096-379-8100	FAX 096-379-8166
16	西日本高速道路(株)九州支社	TEL 0965-39-0711	FAX 0965-39-0784
17	(株)リョーユーパン	TEL 096-272-2123	FAX 096-273-4912

(様式1-1)

口蹄疫現地防疫対策本部 各班名簿

本部長 ○○家畜保健衛生所長

副本部長 ○○家保 衛生課長 ○○○○ 090-0000-0000

班名	役	所属	氏名	携帯
防疫総務班	班長			
	班員			
	班員			

発生農場	現場責任者				
	連絡補助員				
	農場防疫補佐				
	事前調査班 4名	班長			
		班員			
		班員			
		班員			
	事前準備班 6名	班長			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
	評価班	班長			
	作業班長 3名	捕獲保定班			
		殺処分班			
		搬出班			
	捕獲・保定班 4名	班員			
		班員			
		班員			
		班員			
殺処分班 2名	班員				
	班員				
搬出班 6名	班員				
	班員				
	班員				
	班員				
	班員				

班名		役	所属	氏名	携帯
発生農場	埋却班 4名	班長			
		班員			
		班員			
		班員			
	畜舎清掃 消毒班 11名	班長			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
		班員			
制限区域班		班長			
		班員			
疫学調査班		班長			
		班員			
検診班		班長			
		班員			

(様式1-2)

□蹄疫地域支援対策本部 各班名簿

□蹄疫対策支援本部長 ○○地域振興局長

副本部長 ○○地域振興局農林(水産)部長 ○○○○
090-0000-0000

班・係名	役	所属	氏名	携帯番号	
総務班	班長				
	総務係	係長			
		係員			
	資材係	係長			
		係員			
	動員係	係長			
		係員			
	業務委託係	係長			
		係員			

班・係名	役	所属	氏名	携帯番号	
防疫支援班	班長				
	総括係	係長			
		係員			
	支援センター係	係長			
		係員			
	現場事務所係	係長			
		係員			
	消毒ポイント係	係長			
		係員			
	通行規制消毒係	係長			
		係員			

班・係名		役	所属	氏名	携帯番号	
総括責任者						
連絡補助員						
支援センター	総合受付係 5名	係長				
		係員				
		係員				
		係員				
		係員				
	資材管理・作業員支援	資材管理・作業員支援責任者				
		資材管理係 4名	係員			
			係員			
			係員			
			係員			
		資材運搬係 2名	係員			
			係員			
		作業員支援係 2名	係員			
			係員			
防疫服着衣補助係 2名		係員				
	係員					
現場事務所	工程管理責任者					
	資材管理・作業 支援係 2名	係員				
		係員				
	防疫服着脱補助係 5名	係員				
		係員				
		係員				
		係員				
	現場撮影係 2名	係員				
係員						

(様式 2)

○第 号
年 月 日

各市町村長 様
各関係団体の支所長 様

○○地域口蹄疫支援対策本部長
(熊本県○○地域振興局長)

口蹄疫の(疑似)患畜の確認及び○○地域口蹄疫対策会議等の設置について

本日、○○地域の農場の飼養牛に、下記のとおり家畜伝染病である口蹄疫の(疑似)患畜が確認されました。このため、熊本県家畜伝染病防疫対策要綱に基づき、本日、知事を本部長とする県口蹄疫防疫対策本部が設置されました。

当地域におきましては、○○地域口蹄疫対策会議を設け、発生農場を管轄する○○家畜保健衛生所に○○地域口蹄疫現地防疫対策本部、地域振興局に○○地域口蹄疫支援対策本部を設置しました。

つきましては、今後の防疫活動に対し全面的に御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、当該発生農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛の移動を自粛しています。また、口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。

記

1 農場の概要

所在地：○○県○○郡○○町○○ ○○○○番地

飼養状況：○○牛(豚、めん羊、山羊等) 飼養頭数 ○○頭

2 経緯

(1) ○○月○○日、○○から○○である旨、○家畜保健衛生所に通報がありました。

(2) 同日、○家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に病性鑑定材料を送付しました。

(3) 同研究部門による○○検査及び○○検査で陽性となったことから、口蹄疫の(疑似)患畜と確認しました。

3 今後の対応

県は、本日の県防疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

(1) 「熊本県口蹄疫防疫対策マニュアル」(平成30年○○月○○日改訂)に基づき、当該農場の飼養家畜の殺処分及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施する。

(2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施する。

(3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置する。

(4) 国と密接に連絡・協力し、的確な連携を図り、防疫方針の検討、殺処分・埋却等の防疫措置、感染経路の究明を行う。

(5) 生産者に対し、各市町村、関係団体を通じて本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知する。

(様式3)

広報車原稿

(文例)

(発生市町村)

町内の皆さん、こんにちは、〇〇地域口蹄疫支援対策本部の広報車です。

〇月〇日〇市〇の〇〇において家畜伝染病である口蹄疫が発生しました。

この病気は、伝染力が強く、牛、豚、めん羊、山羊、鹿、いのしし等の偶蹄類が発病します。感染した家畜は、発熱、ヨダレ、口唇や蹄（ヒツメ）に水疱（ミズブクレ）やタダシができ、痛くて食べられなくなったり、歩行をいやがるようになります。ただし、口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、万が一感染牛の肉や牛乳を摂取しても人体に影響はありません。

口蹄疫のまん延を防止するため、〇市〇町〇番地を走る町道は、半径〇〇mの範囲で〇月〇日〇時〇分から〇月〇日〇時〇分までの72時間、通行できませんので注意してください。

家畜を飼われている方は、家畜の観察を十分に行い、畜舎への部外者の出入りを避け、畜舎の消毒を行い、家畜の移動はしないでください。

異状がみられたら、速やかに〇〇家畜保健衛生所、役場、獣医師に連絡してください。

<電話番号> 〇〇家畜保健衛生所〇〇-〇〇〇〇
〇〇町役場 〇〇-〇〇〇〇です。

(移動制限区域) 下線部を次のように変更する。

家畜を飼われている方は、家畜の健康観察を十分に行い、畜舎への部外者の出入りを避け、畜舎の消毒を行ってください。

なお、この区域では、生きた家畜、家畜の死体、家畜飼養器具、敷料、飼料、排せつ物、発生農場から半径1キロメートル圏内の農場で搾乳された生乳、区域内で採材された精液及び受精卵の移動が当分の間禁止されました。

(搬出制限区域) 下線部を次のように変更する。

家畜を飼われている方は、家畜の健康観察を十分に行い、畜舎への部外者の出入りを避け、畜舎の消毒を行ってください。

なお、生きた家畜、家畜の死体、家畜飼養器具、敷料、飼料、排せつ物、区域内で採材された精液及び受精卵について、発生地から20キロメートル圏外への移動が当分の間禁止されました。地域内で家畜を移動する場合は、移動先で隔離観察を14日間以上行ってください。

〇〇地域口蹄疫支援対策本部
(〇〇地域振興局内、熊本農政事務所内)
電話〇〇〇-〇〇〇〇
口蹄疫現地防疫対策本部
(熊本県〇〇家畜保健衛生所内)
電話〇〇〇-〇〇〇〇

(文例)

口蹄疫とは・・・こんな病気(チラシ又は広報車)

- 1 病原体は、ウイルスで、牛、豚、めん羊、山羊、水牛、鹿、いのしし等のかかる病気です。
- 2 伝染力が非常に強く、家畜の伝染病の中で最も恐ろしい病気です。
- 3 体温は40℃前後に上がります。
- 4 食欲、元気がなくなります。
- 5 流涎(ヨダレ)が目立ち、鼻、舌、唇、ひづめのまわり、乳房などに水疱(ミズブクシ)や赤いタダレができます。
- 6 肢が痛そうに歩きます。
- 7 乳を出している家畜は、急に乳量が減ります。
- 8 子牛は、症状を現さず死亡することがあります。
- 9 子豚は、哺乳をきらい、悪臭の下痢を伴うことがあります。

〇〇地域口蹄疫支援対策本部
(〇〇地域振興局内、熊本農政事務所内)
電話〇〇〇-〇〇〇〇
口蹄疫現地防疫対策本部
(熊本県〇〇家畜保健衛生所内)
電話〇〇〇-〇〇〇〇

(文例)

口蹄疫を防ぐために、これだけは守りましょう(チラシ又は広報車)

- 1 発生地に立ち入らない。
- 2 畜舎出入り口には、消毒槽を設ける。
- 3 関係者以外の立入を禁止する。
- 4 犬、猫等の畜舎内の出入りに注意する。
- 5 畜舎の消毒、ねずみ及び衛生害虫を駆除する。
- 6 異常家畜を見つけたら、速やかに、市町村役場又は〇〇家畜保健衛生所(電話〇〇-〇〇〇〇)に届ける。

〇〇地域口蹄疫支援対策本部
(〇〇地域振興局内、熊本農政事務所内)
電話〇〇〇-〇〇〇〇
口蹄疫現地防疫対策本部
(熊本県〇〇家畜保健衛生所内)
電話〇〇〇-〇〇〇〇

(様式3)

移動規制の通知

(文例)

家畜伝染病予防法（第15条、第32条）の規定により、〇年〇月〇日から当分の間、次のとおり規制する。

- 1 〇市〇町〇地区の交通遮断
〇月〇日〇時〇分から〇月〇日〇時〇分まで通行禁止

- 2 移動制限区域（発生地から半径10キロメートル以内の区域）
 - (1) 制限内容
 - ア 移動を禁止：生きた家畜、発生農場及び半径1キロメートル圏内の農場（発生状況確認検査で陰性が確認された農場は除く。）で搾乳された生乳、家畜飼養器具、敷料、飼料、排せつ物等、家畜の死体、移動制限区域内で採材された精液及び受精卵（病性判定日から遡って過去21日より前に採取され、区分管理されていたものは除く）
 - イ 開催、事業の実施等の禁止：家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物、と畜場（食肉加工場を除く。）、放牧
 - (2) 対象地域
〇〇市、〇〇町、・・・・

- 3 搬出制限区域（発生地から半径10以上20キロメートル以内の区域）
 - (1) 制限内容
 - ア 当該区域からの搬出を禁止：生きた家畜、家畜飼養器具、敷料、飼料、排せつ物等、家畜の死体
 - イ 開催、事業の実施等の禁止：家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物、放牧
 - (2) 対象地域
〇〇市、〇〇町、・・・・

〇〇地域口蹄疫支援対策本部
(〇〇地域振興局内、熊本農政事務所内)
電話〇〇〇-〇〇〇〇
口蹄疫現地防疫対策本部
(熊本県〇〇家畜保健衛生所内)
電話〇〇〇-〇〇〇〇

(様式3)

食肉関係事業者の皆様へ

〇年〇月〇日に、〇〇町で「口蹄疫」の疑似患畜の牛が確認されました。

「口蹄疫」は、ウイルスにより伝染する病気で、牛の他、豚、めん羊、山羊などが感染します。

感染により、死亡することはまれですが、法定伝染病に指定されており、我が国では、これまで、本病発生国からの畜産物の輸入を禁止するなど厳重な防疫体制をしいてきたところ です。

すでに、口蹄疫が疑われる牛については、全頭殺処分するとともに、関係機関一体となって周辺地域の農家についても立入検査を実施するなど、異状の有無の確認等に努めているところ です。

この病気は、牛などの家畜にのみ感染する病気で、牛肉から人に感染する心配は、全くありません。また、感染した疑いのある牛は殺処分され、焼却あるいは埋却されますので、今供給されている牛肉も、今後、本県から供給される牛肉についても安全な食肉であることは言うまでもありません。どうぞ、ご安心ください。

なお、皆様方からも、消費者へぜひ正しい情報を提供いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

〇〇地域口蹄疫支援対策本部
(〇〇地域振興局内、熊本農政事務所内)
電話〇〇〇-〇〇〇〇
口蹄疫現地防疫対策本部
(熊本県〇〇家畜保健衛生所内)
電話〇〇〇-〇〇〇〇

(様式3)

口蹄疫の侵入を防ぎましょう

【発生状況】

○年○月○日、熊本県○○○市で「口蹄疫」が発生しました。現在も発生は継続しており、大きな被害を及ぼしています。

「口蹄疫」は、牛・豚・めん山羊など偶蹄類（蹄が二つある動物）のみに感染する極めて伝染力の強いウイルスによる病気で、日本では海外悪性伝染病に指定されています。

【主な症状】

- ・著しい流涎、体重や乳量の減少
- ・舌、唇、歯ぐき、ツメの間、乳頭に水疱を形成
- ・水疱は、数日で破れただれたようになる。
- ・死亡率は5%程度（幼若な家畜では50%）
- ・ただれた部分に痛みを伴い、採食不能、起立不能から廃用又は死亡するなど経済的被害が甚大なものとなる。



著しい流涎



舌にできた水疱



蹄冠部皮膚のびらん

【感染経路】

口蹄疫ウイルスに感染した家畜との接触、汚染された畜産物、飼料、敷料などすべてのものが感染源となる。

【予防対策】

- ・農場、畜舎の出入りの時の車、長靴、作業服などの消毒を十分行うこと。
- ・発生地には、近づかないこと。
- ・残飯を飼料にする場合は、十分加熱すること。
- ・家畜の健康状態をよく観察し、異状があれば、獣医師又は最寄りの家畜保健衛生所に連絡すること。

【その他】

口蹄疫は人に感染することはない、また感染牛の乳肉が市場に出回ることはありません。また、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

- | | |
|---|--|
| ・熊本県口蹄疫防疫対策本部
(熊本県農林水産部生産経営局畜産課)
電話 096-383-1111
(内線 5421)
電話 096-333-2401 (直通) | ・○○地域口蹄疫支援対策本部
(○○地域振興局内、熊本農政事務所内)
電話○○○-○○○○
・口蹄疫現地防疫対策本部
(熊本県○○家畜保健衛生所内)
電話○○○-○○○○ |
|---|--|

(様式 4)

異常家畜 (FMD疑い) 通報の聞き取り様式

	通報受理者：
	通報受理日時：
I. 通報報告時に確認する事項	
1. 農場情報	
農場住所	
農場名	
家畜種 (※その他は山羊・めん羊・いのしし等を記入)	乳用牛・肉用牛・豚・その他 () / 繁殖・育成・肥育・一貫 / 品種 ()
飼養形態 (フリーストール、つなぎ飼ひ、畜房で群飼等)	
飼養頭数	種畜 育成 子 肥育
畜舎数	
出荷 (自粛) の状況	
その他関連事項 (通報者、疫学情報、個体識別番号等)	
2. 通報の内容	
○異常畜 (症状の概要 (いつから、どんな症状)、異常畜の頭数、異常畜の日齢、異常畜の移動歴、異常確認日時、異常確認者等を含む)	
○同居畜 (異常畜と同一畜舎内の飼養畜の有無 (ある場合は頭数、同居開始時期及び臨床症状の有無)、異常畜の隣接畜舎の飼養畜の有無 (ある場合は頭数及び臨床症状の有無)、異常畜飼養畜舎内の飼養頭数等を含む)	
3. 都道府県から当該農家等への指示の内容 (既に指示している事項：裏面参照)	
4. 農場訪問体制 (2名以上であること、情報の送信等の際も1名は農場にとどまることを確認)	
II. 農場立ち入り後に確認する事項 (立入検査の結果)	
臨床症状 (写真の提供も依頼 (焦点、光量に注意し、鮮明な画像とすること)) ※ (症状を確認した同居牛の範囲及び確認結果を含む)	
飼養管理の状況 (当該農場内における異常畜の配置の状況、家畜の移動状況等) ※	
当該異常の発生時期 (所有者等の観察頻度や記録等も確認し推定すること (観察していなかっただけか等)) ※	
飼養衛生管理の状況 (異常畜の病歴・治療歴、従業員等の海外渡航歴等) ※	
現場の家畜防疫員の判断	
※ 複数の異常畜がいる場合はそれぞれの個体ごとに整える	
III. 連絡等の時刻	
農家等→家保の通報	
家保出発	
農場到着	
都道府県→国の連絡 (立入検査結果)	

IV. 以上、国への報告分。以下は県独自の項目。

【通報者の携帯番号等連絡先】 (Iの1の内容と重複しますが通報者名も記載して下さい)	
【系列会社名】	
【担当者名】	携帯電話
【管理獣医師】	携帯電話
【特定症状 - ①、②、③のいずれか - 】 該当 ・ 非該当	
以下の□にチェック（通報時に聴取、臨床検査で確認後、修正して確定）	
① <input type="checkbox"/> 39℃以上の発熱 及び <input type="checkbox"/> 泡沫性流涎・破行・起立不能・泌乳量大幅な低下又は泌乳の停止のいずれか、かつ、 <input type="checkbox"/> その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷を除く）	
② <input type="checkbox"/> 同一畜房内で複数の家畜に水疱等	
③ <input type="checkbox"/> 同一畜房内で半数以上の哺乳畜がこの2日間で死亡	
異状畜すべての個体識別番号：	
※ <input type="checkbox"/> 管理失宜、気候の急変、風水害等：	
【参考になる疫学情報】 有 ・ 無 有の場合は下に記入	
導入元：	
直近の導入日：	
出荷先：	
直近の出荷日：	
【現地立入防疫員氏名】	

- 所有者及び獣医師への指導事項 -

- (1) 異状家畜の所有者へ
- 口蹄疫の可能性について説明。
 - 確実な診断まで、すべての動物をけい留又は隔離すること。
 - 排水口を閉鎖すること（適切な消毒措置が済むまで排水を止める）。
 - 農場の出入口を1箇所にして消毒槽を設け、防疫関係者以外の者の立入をさせないこと。
 - 応急的な消毒を行うこと（人に対する消毒も含む）。
 - 急病等やむを得ない場合以外は外出せず、外に物を搬出しないこと。
 - やむを得ず外出する場合は、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒、車の洗浄を十分に行うこと。
 - 当該家畜の生産物、糞、敷料等は他の家畜や人、物等に接触しないようにすること。
- (2) 異状家畜を診断した診療獣医師へ
- 防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり(1)の事項を履行すること。
 - 農場を去る時には、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒、車の洗浄及び消毒を十分に行うこと。
 - その場合は直ちに帰宅し、更に車、携行用具、衣類等の完全な消毒を行い、入浴して身体を十分に洗うこと。
 - 異常家畜が本病でない旨の連絡があるまでは、偶蹄類の動物と接触しないこと。
 - 本病と判明した場合は、異常家畜を診断又は検案した後7日間は偶蹄類の動物と接触しないこと。

(様式5) (国FMD指針別記様式1)

異常家畜の届出を受けた際の報告

熊本県〇〇家畜保健衛生所

1 届出受理年月日時間： 年 月 日 分

2 届出者

氏 名： (職業：)
住 所： (電話番号：)

3 異常家畜の所在

住 所： (電話番号：)
所有者氏名

4 当該施設の情報

畜種・用途別の飼養頭数：
飼養形態、畜舎数：

5 届出事項

異状の確認日時、確認者：
異常家畜の頭数（異状発見時の頭数及び届出時の頭数）、日・月齢：
症状の概要：

異常家畜の同居の状況（同畜舎内・同畜房内飼養頭数、同居開始時期等）：

病歴・診療履歴：

6 既に講じた措置：

7 その他関連事項（疫学情報、個体識別番号等）：

8 届出者への指示事項：

9 届出受理者氏名：

10 処置

(1) 通報（時刻）

所長： 熊本県畜産課：

(2) 現地調査

氏名： 出発時刻：

4 画像

- (1) 当該畜 疑い (有 ・ 無)
(2) 同居畜 疑い (有 ・ 無)

5 疫学要因

(1) 最近の導入状況 (直近21日間) 有 ・ 無

- ① (月 日)、(どこから)、(頭)
② (月 日)、(どこから)、(頭)
③ (月 日)、(どこから)、(頭)

(2) 最近の出荷状況 (直近21日間) 有 ・ 無

- ① (月 日)、(どこへ)、(頭)
② (月 日)、(どこへ)、(頭)
③ (月 日)、(どこへ)、(頭)

(3) 人 (直近7日間)、物品等 (直近21日間) の移動など

- ① (何を)、(月 日)、(どこへ)
② (何を)、(月 日)、(どこへ)
③ (何を)、(月 日)、(どこへ)
④ (何を)、(月 日)、(どこから)
⑤ (何を)、(月 日)、(どこから)
⑥ (何を)、(月 日)、(どこから)

⑦ 食物残さの利用 有 ・ 無

(何を)、(どこから)、加熱: 有 ・ 無

危険性: 高い ・ 低い (理由:)

獣医師、人工授精師、削蹄師、家畜商の立入 (直近7日間)

有 ・ 無 (月 日、誰が:)

有 ・ 無 (月 日、誰が:)

(様式 7)

(表面)

家畜隔離の指示書

○第 号
年 月 日

様

熊本県〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 印

あなたが所有（管理）する下記の家畜は、口蹄疫となるおそれがあると認められるので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第14条第3項の規定により、別途通知するまで隔離を行うことを指示します。

記

家畜の所在する場所

家畜の種類及び頭数

備考

- (1) 隔離の方法等は裏面を参照下さい。
- (2) この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることはできません。
- (3) この指示に違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

(注) 指示書は正副4部作成し、それぞれに被指示者の捺印をとり、正を被指示者に、副を所轄家畜保健衛生所長、警察署長にそれぞれ送付する。

(裏面)

隔離に当たっての注意事項

- 1 家畜の搬出入は、家畜防疫員の許可する場合を除いて、行ってはならない。
- 2 飼料、敷料、家畜管理用具等病原体に汚染したおそれのある物を持ち出してはならない。
- 3 家畜の管理者及び家畜防疫員以外の者は畜舎に立ち入ってはならない。
- 4 あなた及びあなたと同居する人は、他の家畜を飼養する場所に立ち入ってはならない。
- 5 家畜の生産物は、家畜防疫員の許可する場合を除いて、持ち出してはならない。
- 6 畜舎又は放牧場の出入口は1カ所のみとし、消毒槽を設けること。
- 7 あなた及びあなたと同居する人が外出する場合は、手足、衣服を消毒すること。

(様式8) (国FMD指針別記様式4)

異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県：熊本県
〇〇家畜保健衛生所：
担当：

- 1 現地調査 日時： 年 月 日 時 分

- 2 家畜所有者 住所：
 畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
 氏名：

- 3 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：
 ※ 防疫指針第3の3の③に該当する場合に記載

- 4 当面の措置状況（検体送付後の措置等）：

- 5 過去21日間に当該農場に出入りした家畜の履歴：

- 6 過去21日間に出入りした人及び車両の履歴並びにそれらの移動範囲
 (1) 人（農場作業員、獣医師、人工授精師、削蹄師等複数の家畜の農場の衛生管理区域内で作業を行う者）：
 (2) 車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両）：

- 7 排せつ物及び家畜の死体の搬出履歴及び搬出先（6で記載した事項を除く。）：

- 8 精液及び受精卵の出荷先：

- 9 給与飼料の情報（粗飼料の産地等）：

- 10 その他参考となる事項（周辺農場の戸数（10km、20km）、周辺農場の家畜の様子、系列農場の有無及びその内容等）：

(様式9) (国FMD指針別記様式3)

病性鑑定依頼書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長 殿

熊本県〇〇家畜保健衛生所長

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）
- 2 鑑定材料（種類及び数量を含む。）
- 3 鑑定目的
□蹄疫の診断
- 4 発生状況
別紙のとおり（様式10（国FMD指針別記様式2）を添付）
- 5 連絡先
〒〇〇〇〇－〇〇〇〇
熊本県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇-〇〇-〇〇
熊本県〇〇家畜保健衛生所
電 話：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇
FAX：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇
Eメール：〇〇〇-〇〇@pref.kumamoto.lg.jp
担 当：防疫課長 〇〇〇〇
- 6 その他特記事項

(様式 10) (国FMD指針別記様式2)

異常家畜の症状等に関する報告

都道府県：熊本県
〇〇家畜保健衛生所：
担当：

1 現地調査 日時： 年 月 日 時 分
2 家畜所有者 住所：
畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
氏名：

3 農場従業員数及び農場管理責任者名：

4 当該施設の情報
畜種・用途別の飼養頭数：
飼養形態、畜舎数：

5 異状の詳細
異状の確認日時：
異常家畜の頭数、日・月齢：

症状の概要（病変の部位、経過等詳細に記載）：

同居の状況（同畜舎内・同畜房内飼養頭数、同居開始時期等）：

病歴・診療履歴（経時的に詳細に記載）：

6 家畜防疫員の見解：

7 家畜の所有者への指示事項：

8 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：

※ 防疫指針第3の3の①又は②に該当する場合に記載

(様式11)

プロバング材料送付票

送付日 年 月 日

熊本県〇〇家畜保健衛生所

担当者名 _____
連絡先 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____

動衛研 受付け 番号	判定結果			県血清 とおし 番号	採材 月日	採材場所 (農家名/住所)	個体 番号	年齢・性別 品種・用途	備 考
	PCR	ELISA	ウイルス 分離						

(様式 12)

郵便物に含まれる危険物申告書（牛の組織等）

下記の郵便物の品名、数量等はすべて正確であり、包装、表示等は航空法及びその関連規則に従って行われています。この郵便物は旅客機への積載の制限範囲内のものであり、航空機による輸送に適した状態にあります。

申告書作成年月日		年 月 日		
品 名	牛の組織等			
	UN281 UN290	人体及び動物に対し伝染性があるウイルスを移しやすい物質 (液体)	(1容器毎) ml	個
	UN281 UN290	人体及び動物に対し伝染性があるウイルスを移しやすい物質 (固体)	(1容器毎) g	個
	UN184	ドライアイス		kg

差出人

自治体名：熊本県

検査所名：熊本県〇〇家畜保健衛生所

住 所：熊本県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇-〇〇-〇〇

電話番号：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

氏 名：家畜防疫員（獣医師）

受取人

機 関 名：国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門 海外病研究拠点

住 所：東京都小平市上水本町6-20-1

電 話：042-321-1441

氏 名：（海外病ユニット）

郵便局記入欄

引受郵便局名：〇〇郵便局

電話番号：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

責任者名：〇〇〇〇

航空会社使用欄

(様式 13)

輸送する郵便物の表面に貼付するラベルの様式 (例)

1 航空機を利用しない場合

品 名：牛の組織等	「危険物」*1
差出人：	
自治体名：熊本県	
検査所名：熊本県〇〇家畜保健衛生所	
住 所：熊本県〇〇市〇〇町〇〇	
電話番号：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇	
資 格：家畜防疫員（獣医師）	
氏 名：〇〇〇〇	

2 航空機を利用する場合*3

品 名：牛の組織等	「危険物」*1
国連番号：UN2814	
UN2900	
差出人：	
自治体名：熊本県	
検査所名：熊本県〇〇家畜保健衛生所	
住 所：熊本県〇〇市〇〇町〇〇	
電話番号：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇	
資 格：家畜防疫員（獣医師）	
氏 名：〇〇〇〇	
ドライアイス〇〇kg在中*2	

*1：朱記すること。

*2：ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

*3：航空機を利用する場合の容器は、「国連規格容器」とすること。

(様式 14)

防疫作業事前調査票

年 月 日

調査者：_____

農場名 _____

住 所 _____

埋却地 (確定 ・ 未定)

○飼養形態・頭数

酪農、乳肉複合、肉用牛 (繁殖、肥育、一貫)、養豚 (繁殖、肥育、一貫)

牛： 頭 (成牛： 頭、育成牛： 頭、肥育牛： 頭)

豚： 頭 (種豚： 頭、育成豚： 頭、子豚： 頭、肥育豚 頭)

【農場内作業】

○機材 (重機) 関係 (必要数)

ローダー (ハ^レター 有・無) (大： 台、中： 台、小： 台) (うち農場所有 台)

スキッドステアローダー (大： 台、中： 台、小： 台) (うち農場所有 台)

フォークリフト (大： 台、中： 台、小： 台) (うち農場所有 台)

ダンプカー (ハ^レター 有・無) 特装 (4 t： 台、2 t： 台) (うち農場所有 台)

平型 (4 t： 台、2 t： 台) (うち農場所有 台)

その他の車両 (: 台、 : 台)

動力噴霧器・タンク： L× セット、汲み上げホース付き： 台

軽トラ・動噴セット： 台、タンク： 台 (うち農場所有 台)

○資材関係

・消毒 (必要数、牛舎：1袋/20㎡、堆肥舎：1袋/5㎡)

消石灰 袋/20 kg、 袋/500 kg、炭酸ソーダ 袋/20 kg

・殺処分

電殺機・発電機・前掛け・金ブラシ・コードリール： セット

10m 1 シリンジ 本 20m 1 シリンジ 本

50m 1 シリンジ 本 カテラン針 本

注射針 (G) 本 セーフティ針 本

パコマ (18L) 個 注射針 (G) 本

麻酔薬 () 本 マフロバン (20mL) 本

セラクター (mL) 本 ドミツール (20mL) 本

保定用おもて 本 豚保定器 本、保定用ワイヤー 本

コンパネ 枚 保定用ロープ (6~12mm) m× 本

ラッカースプレー (赤) 本 炭酸ガス (kg) 本

ラッカースプレー (白) 本 ガスキャリア 個、交換用スパナ 本

コンパネ取手なし 枚 コンパネ取手付き 枚

搬出用農業ビニール (5m×100m) 枚 搬出用ブルーシート (10m×10m) 枚

ホース m巻 個 脚立 (ガス殺用) 個

フレコンバック (500 kg) 枚 フレコンバック (1 t) 枚

○特記事項 目隠しシート (要 ・ 不要)、通行止め (要 ・ 不要) カ所
三角コーン (要 ・ 不要)、消毒薬埋却経路散水 (要 ・ 不要)

○評価 評価台帳 () ・座版 () ・ボールペン () ・カメラ ()

○清掃・消毒

竹ぼうき	本	角スコップ	本	一輪車	台		
ちりとり	個	フレコンバック(1t)		枚	フレコンバック(500 kg)		枚

【埋却作業】

○機材（重機）関係（必要数）：

パワーショベル 台（うち農場所有 台）、投光器 台（ ）

○資材関係（必要数）：

埋却用ブルーシート（20m×20m） 枚、木杭 本、ロープ mm× m× 巻
ハンマー 本

○消毒：消石灰：500 kg/袋 袋、20 kg/袋 袋

【その他】

○資材関係（必要数）

テント	張	簡易トイレ	台	防疫服関係	人
フレコンバック(0.5t)	枚	ロープ(6~12mm)	巻	ゴミ袋	枚
ガムテープ	個	カッター	個	マジック	本
キッチンペーパー	巻	トイレットペーパー	巻		
ラッカー赤、白、黒各	本				
踏み込み槽	個	10L タンク	個		
ガソリン缶 20L	缶	軽油 200L	缶		

【作業人員】

殺処分：防疫員 人、他の獣医師 人、保定員 人、一般動員 人、計 人
洗浄：防疫員 人、一般動員 人、計 人

○畜舎の見取り図（テント、目隠し設置場所、消毒用動噴設置場所、搬出出口を明記）

(様式 15)

農場疫学調査票

聞き取り者：
聞き取り日時：

- 1 畜主氏名：
- 2 農場住所・連絡先：
- 3 従業員氏名
農場従業員： 勤務時期
パート： 勤務時期
- 4 消毒設備
農場入口：動力噴霧器・蓄圧式手押し噴霧器・消石灰散布・その他（ ）
牛舎入口：踏込消毒槽・蓄圧式手押し噴霧器・その他（ ）
- 5 畜種及び飼養頭数：牛 頭、豚 頭
(内訳) 成牛：♀ 頭、育成： 頭、子牛： 頭
豚：母豚 頭、その他 頭
- 6 家畜導入状況
導入時期： 年 月 日 頭
導入先：
- 7 出荷先
出荷時期： 年 月 日 頭
出荷先：
- 8 家畜の異常の経緯：
月 日：
月 日：
○獣医師の関与
獣医師名： TEL：
- 9 飼料（特に輸入飼料）
○購入飼料： 品名：
購入時期：
購入先： 運送会社：
○補助飼料： 品名：
購入時期
購入先： 運送会社：
- 10 給与水： 上水道以外の場合、殺菌装置の有無：有 無
- 11 敷料
種類：
購入時期：
購入先： 運送会社：
- 12 排せつ物：
保管方法： 処理方法：
持ち出し先： 持ち出し時期：

1 3 排水：

1 4 衛生管理区域への来訪者

(1) 獣医師： 来場時期：

獣医師の立入範囲：

(2) 生産者及び従業員：

立入範囲：

(3) 一般の人：

(4) 飼料販売者： (運送会社：)

立入範囲：

(5) 動物薬販売者： 日時 場所

立入範囲

(6) 敷料販売者： 日時 場所

(7) 死亡牛搬送業者：

(8) 資材販売・修理業者：

(9) 削蹄師：

(10) 畜産関係者（農協等）：

(11) その他：

1 5 物品関係

他農場との器具機材等の共有：

1 6 排水等

1 7 その他

○海外渡航歴の有無： 有・無

畜主：

従業員：

○死亡牛の取扱い（出荷方法）：

○周辺状況（野生動物）：

(様式16)

家族行動調査表

(過去21日間の行動)

年 月 日
家畜防疫員 ○○○○

家族氏名	日時	場所	接触した人又は物	追跡調査 の必要性	備考

(様式17)

発生場所に入入りした人の行動表

(過去21日間の行動)

年 月 日
家畜防疫員 ○○○○

氏名 職種	日時	目的 用務	家畜飼養 の有無	その後の行動	追跡調査 の必要性	備考

(様式18)

発生場所からの家畜及び物品の移動状況調査表

(過去21日間の行動)

年 月 日
家畜防疫員 ○○○○

日時	畜種 物品	頭数 数量	移出先		運搬 方法	追跡調 査の必 要性	備考
			氏名	場所			

(様式 19)

○第 号
年 月 日

各防疫連携県畜産（振興）課長 殿

熊本県農林水産部畜産課長

口蹄疫を疑う事例について

このことについて、九州、沖縄、山口9県による家畜防疫対策連携に関する申し合わせに基づき、下記のとおり情報提供します。

記

- 1 農場の住所 農場：熊本県〇〇郡〇〇町
緯度 32.〇〇〇〇 経度 135.〇〇〇〇
- 2 発生状況の概要
 - (1) 飼養状況
 - ア 畜種：〇〇
 - イ 用途：〇〇
 - (2) 飼養頭数
農場：〇〇〇〇頭
 - (3) 発生頭数
農場： 頭（ ）
- 3 主な臨床症状等
発熱、食欲不振、流涎、水泡、びらん等

(様式20)

○第 号
年 月 日

各関係機関の長 様
各関係団体の長 様

熊本県口蹄疫防疫対策本部長
(熊本県知事 ○○ ○○)

口蹄疫の(疑似)患畜の確認及び熊本県口蹄疫防疫対策本部の設置について
本日、下記のとおり県内の農場の飼養牛に、家畜伝染病である口蹄疫の(疑似)患畜が確認されました。このため、熊本県家畜伝染病防疫対策要綱に基づき、知事を本部長とする県口蹄疫防疫対策本部を設置しました。

つきましては、今後の防疫活動に対し御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、当該発生農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛等の移動を自粛しています。また、口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。

記

1 農場の概要

所在地：○○県○○郡○○町○○ ○○○○番地

飼養状況：○○牛(豚、めん羊、山羊等) 飼養頭数 ○○頭

2 経緯

- (1) ○○月○○日、○○から○○である旨、○○家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、○○家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に病性鑑定材料を送付しました。
- (3) 同研究部門による○○検査及び○○検査で陽性となったことから、口蹄疫の(疑似)患畜と確認しました。

3 今後の対応

県は、本日の県防疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「熊本県口蹄疫防疫対策マニュアル」(平成30年○○月○○日改訂)に基づき、当該農場の飼養家畜の殺処分及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施する。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施する。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置する。
- (4) 国と密接に連絡・協力し、的確な連携を図り、防疫方針の検討、殺処分・埋却等の防疫措置、感染経路の究明を行う。
- (5) 生産者に対し、各市町村、関係団体を通じて本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知する。
- (6) 本県関係部署と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情

報の提供に努める。

4 その他

- (1) 口蹄疫は、牛豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の乳・肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

熊本県口蹄疫防疫対策本部
(熊本県農林水産部生産経営局畜産課内)
電話：096-333-2401

プレスリリース

年 月 日
農 林 水 産 省
[〇 〇 県]

口蹄疫の（疑似）患畜の確認について

- 本日、家畜伝染病である「口蹄疫」の（疑似）患畜が〇〇県〔県内〕で確認されました。
- 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛（豚、めん羊、山羊等）の移動を自粛しています。なお口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類動物の病気であり、人に感染することはありません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いします。

1 農場の概要

所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町

飼養状況：〇〇牛（豚、めん羊、山羊等） 飼養頭数 〇〇頭

2 経緯

- (1) 〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に病性鑑定材料を送付しました。
- (3) 同研究部門による〇〇検査及び〇〇検査で陽性となったことから、口蹄疫の（疑似）患畜と判定しました。

3 今後の対応

農林水産省〔県〕は、本日の口蹄疫対策本部〔県防疫対策本部〕で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年11月20日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家畜のと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との的確な連携を図るため、政務三役が県と密接に連絡をとる。（現地派遣又は電話連絡）。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を

派遣。

(7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣。

※(4)(5)(6)(7)に代え、県の文案は〔(4)国と密接に連絡・協力し、的確な連携を図り、防疫方針の検討、殺処分・埋却等の防疫措置、感染経路の究明を行う。〕とし、以下の(8)(9)を(5)(6)とする。

(8) 全都道府県〔生産者〕に対し、〔各市町村、関係団体を通じて〕本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。

(9) 関係府省と〔本県関係部署と〕十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 その他

(1) 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の乳・肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先

所属：熊本県農林水産部生産経営局畜産課

担当：〇〇、〇〇

TEL：096-333-2401

FAX：096-381-7611

(様式22)

移動制限の告示（案）

熊本県告示 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項ならびに熊本県家畜伝染病予防規則（昭和26年7月12日規則第21号）第2条の規定により、家畜および病原体をひろげるおそれのある物品の移動を次のように制限する。

〇〇年〇月〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 印

- 1 目的
□蹄疫のまん延を防止するため
- 2 区域
【移動制限区域：4で示す家畜及び物品等の移動を禁止】
〇〇市、△△市、□□市
××郡〇〇町、・・・・・・・・・・
△△郡□□町、・・・・・・・・・・
【搬出制限区域：4で示す家畜及び物品等の搬出制限区域外への移動を禁止】
〇〇市、△△市、□□市
××郡〇〇町、・・・・・・・・・・
△△郡□□町、・・・・・・・・・・
- 3 期間
〇〇年〇月〇日より当分の間
- 4 対象
(1) 生きた家畜
(2) 発生農場及び発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場（発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
(3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性判定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
(4) 家畜の死体
(5) 敷料、飼料、排せつ物等
(6) 家畜飼養器具
- 5 その他
詳細については、家畜保健衛生所長の指示に従うこと。

(様式23)

○第 号
年 月 日

各関係機関の長 様
各関係団体の長 様

熊本県口蹄疫防疫対策本部長
(熊本県知事 ○○ ○○)

家畜伝染病（口蹄疫）の発生に伴う家畜等の移動制限について（通知）
このことについて、下記のとおり○○年○月○日付け熊本県告示第○○○号で告示したのでお知らせします。

記

【添付書類】

熊本県告示第○○○号

【移動制限区域内での指導事項】

家畜防疫員は、移動制限区域内において、以下の事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

1 家畜の所有者

- (1) 畜舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- (2) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- (3) 口蹄疫ウイルスに対する効果が高い消毒薬を使用することとし、具体的には、次により消毒を行うこと。
 - ア 畜舎の出入口、畜舎周辺及び衛生管理区域外縁部については、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、クエン酸及び塩素系消毒剤等を用いて消毒する。
 - イ 畜舎内については、塩素系消毒薬、ヨウ素系消毒薬等を用いて消毒する。
- (4) パドック（運動場）の利用を控えること、農場周辺に囲障を設置すること、放牧家畜の囲い込みを行うこと等により、家畜と鹿、いのしし等の野生動物との接触を防止すること。

2 獣医師、人工授精師、削蹄師等の畜産関係者

- (1) 携行する器具及び薬品は最小限とすること。
- (2) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (3) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- (4) 車両の農場敷地内への乗入れを自粛すること。
- (5) 移動経路を記録、保存すること。

3 飼料・生乳の輸送業者

- (1) 配送又は集乳の度ごとに車両の消毒を徹底すること。
- (2) 複数の農場を連続して配送又は集乳を行わないこと（発生状況確認検査で陰性を確認した農場を除く。）。
- (3) 消毒薬で濡らした布により生乳タンク排気口を被覆すること。
- (4) 感染リスクの低い配送経路を選択すること。

(5) 配送記録を保存すること。

4 死亡畜回収業者

(1) 車両消毒を徹底すること。

(2) 原則として、農場出入口で受渡しを行うこと。

(3) 配送経路を記録し、保存すること。

5 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

車両消毒を徹底すること。

熊本県口蹄疫防疫対策本部
(熊本県農林水産部生産経営局畜産課内)
電話：096-333-2401

(様式24)

家畜集合施設の開催等の制限の告示（案）

熊本県告示 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第33条により、家畜集合施設の開催等を次のように制限する。

〇〇年〇月〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 印

- 1 目的
□蹄疫のまん延を防止するため
- 2 移動制限区域
〇〇市、△△市、□□市
××郡〇〇町、・・・・・・・・
△△郡□□町、・・・・・・・・
- 3 搬出制限区域
〇〇市、△△市、□□市
××郡〇〇町、・・・・・・・・
△△郡□□町、・・・・・・・・
- 4 期間
〇〇年〇月〇日より当分の間
- 5 制限内容
(1) 移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。
ア と畜場（食肉加工場を除く。）
イ 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
ウ 放牧
(2) 搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する。
ア 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
イ 放牧

(様式25)

移動制限立て看板(案)

家畜伝染病予防法(第15条、第32条)の規定により、 年 月 日から当分の間、次のとおり規制する。

1 ○○町××地区の通行遮断

月 日 時 分から 月 日 時 分まで通行禁止

2 移動制限区域(発生農場を中心とした半径10キロメートルの区域)

(1) 対象地域

○○市、××町、・・・

(2) 制限内容

生きた家畜、発生農場及び半径1キロメートル以内の区域にある農場(発生状況確認検査で陰性が確認された農場は除く。)で搾乳された生乳、移動制限区域内で採取された精液及び受精卵(病性判定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く)、家畜の死体、敷料・飼料・排せつ物等、家畜飼養器具の移動の禁止。

3 搬出制限区域(発生農場を中心とした半径20キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域)

(1) 対象地域

○○市、○○町、・・・

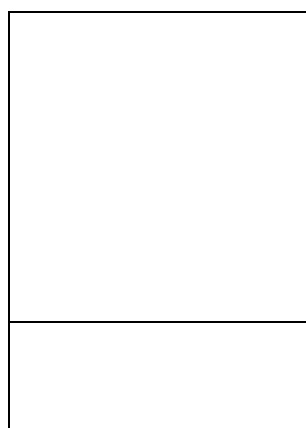
(2) 制限内容

生きた家畜、家畜の死体、敷料・飼料・排せつ物等、家畜飼養器具の搬出制限区域外への移動の禁止。

○○家畜保健衛生所長

○○地域口蹄疫防疫対策本部長

【看板の規格】



縦1,400mm

横1,100mm

(様式26)

発生農家の防疫措置状況

発生No. _____

1 飼養者の住所氏名：

(電話番号)

2 畜舎の所在場所：

3 届出者、届出年月日：

4 現地立入実施者：

5 病性鑑定材料送付：送付材料

送付年月日

6 病性鑑定成績：

7 病性決定年月日：

8 推定発生原因：

9 診断書作成者：

10 現地防疫措置担当者氏名：

11 殺処分指示年月日：

12 殺処分、汚染物品処理

(1) 殺処分、焼埋却：

畜種・用途	飼育頭数	と殺頭数	病変頭数	処理方法	処理月日	備考

(2) 汚染物品焼埋却

物品名	数量	処理方法	処理月日	備考

(3) 評価人氏名：

(4) 評価額： 家畜 _____ 円 物品 _____ 円

13 消毒完了日：

14 再消毒指示日：

15 手当金等申請：

申請月日： 年 月 日

・殺手当： _____ 円

・棄却物品手当： _____ 円

・焼却、埋却費： _____ 円

・評価人手当金等： _____ 円

16 その他特記事項：

.....
.....
.....
.....
.....

(様式27)

□ 蹄疫防疫措置一覧

発生 No.	住所氏名	決定 月日	と殺 月日	と殺 頭数	手当 金額	消毒 完了 月日	防疫担 当者名	再 消毒 月日	解除 月日	備考 (個体識別 番号等)

(様式 28)

検 診 台 帳

〇〇地域口蹄疫現地防疫対策本部

防疫員氏名： _____

同行者氏名： _____

検診日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

市町村名： _____

検診の理由	・発生No. との関連 ・清浄性確認検査 ・その他 ()
特記事項	

No.	住所 (字・番 地)	氏名	電話 番号	飼養頭数					検査	採 血 頭 数	疫学関連 事項 他
				乳用 牛	肉用 牛	豚	緬山 羊	その 他			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
0											
計											

注：「検査」欄には、全頭検査の場合は○、部分検査は△、それらの検査において異常を認めたものは×とする。

部分検査の場合は、その理由及び検査頭数を「疫学関連事項 他」の欄に記入する。

異常を認めた際は、様式 8 の異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告の事項について現地対策本部に報告する。

(様式 29)

発生の表示

黒色と黄色のテープを発生地入り口に張り、下記の紙を掲示する。

↑	↑								
黄	黒								
家畜伝染病「 <input type="checkbox"/> 蹄疫」 発生のため、御協力お 願いします。									
場所 ○○町○○番地									
年 月 日									
熊 本 県									

A4版の耐水性の用紙を使用する。

(様式30)

立入禁止の表示

黒色と黄色のテープを発生地入り口に張り、下記の紙を掲示する。

↑	↑						
黄	黒						
家畜伝染病「 <input type="checkbox"/> 蹄疫」 発生のため、関係者以外 の立入を禁止します。 御協力をお願いします。 用件のある方は、防疫 対策本部までお問い合わせ 下さい。							
年 月 日 <input type="checkbox"/> 蹄疫防疫対策本部 TEL000-000-0000							
熊 本 県							

A4版の耐水性の用紙を使用する。

【 防疫従事者の方へ — 注意事項 — 】

1 発生農場に入るまで

- ① 携帯電話、時計、財布は、基本的には発生農場内に持ち込めません。
着替え用の袋に入れて支援センターに預けて下さい。
持ち込んだ場合は消毒しないと農場外に持ち出せません。
電子機器等は使用できなくなる可能性があります。
- ② たばこの持込は可能ですが、農場から出るときにライターも含めて廃棄する必要があります。廃棄場所は農場出口に準備します。
- ③ 現場事務所の着替え場所で、ゴーグル、手袋（インナーとアウター）、長靴、マスクを受け取り、装着して下さい。防疫服と手袋、また防疫服と長靴はそれぞれガムテープで目張りして下さい。

2 発生農場内

- ① 農場内で各班リーダーから作業の内容等の指示があります。
- ② 農場内での防疫服等の着脱等は禁止です。
- ③ 食事、飲水は、農場内で行います。
- ④ トイレは、農場の出口で全身消毒を受け、脱衣場所で防疫服1枚、手袋及びゴーグルを取った後、手洗いしてから行って下さい。
- ⑤ トイレに行った後は、手洗いテントで、再度、防疫服、手袋及びゴーグルを装着して農場内に入って下さい（このとき、他のテントのところに行かないこと。）。
- ⑥ 作業中体調に異変を感じたら、担当班リーダーの指示により農場外に出て、現場事務所の工程管理責任者に相談して下さい（農場外に出る場合は3の①②③の流れで出ること。）。

3 防疫作業終了後

- ① 出口で全身消毒を受け、脱衣場所で防疫服1枚、手袋、ゴーグルを廃棄して下さい。
- ② 手洗いテントで、メガネの洗浄を行なって下さい。
- ③ うがいをした後、更衣場所で長靴を脱ぎ現地用サンダルに履き替えます。内側の防疫服が消毒薬で濡れるなど不具合がある場合は、新しい防疫服に着替えて下さい。
- ④ バスで支援センターに移動しますが、その際は防疫服のフードを被って下さい。

4 支援センター内

- ① 到着後、現地用サンダルの消毒、うがい手洗いをして、個人の袋（着替え等が入った袋）を受け取って下さい。防疫服を表面に触れないよう脱衣し、下着等は消毒薬に浸した後、ビニール袋に入れ、個人の服に着替えて下さい。
- ② 支援センター内で受付をした後、帰宅して下さい。

5 帰宅後（自宅に直行）の注意事項

- ① 入浴及び洗髪を行い、速やかに着ていた服を洗濯して下さい。
- ② 原則として、作業後7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しないで下さい。
やむを得ない場合は、事前に家畜保健衛生所の職員の指導を受けて下さい。

※ 状況により、仮設シャワーを設置する等、バイオセキュリティ対策を強化することがあります。

(様式32)

動物評価記録簿

年 月 日
評価人氏名 印

畜舎 No.	評価 No.	患畜・疑似患畜の別	畜種	品種	用役	性別	個体識別番号等	生年月日(才)	産次	妊否	能力	体高 / 体重	基準額	評価額	所有者住所氏名	摘要
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				
												/				

記載要領

畜種＝1：肉牛、2：乳牛、3：豚、4：山羊、5：羊 用役＝1：繁殖、2：肥育3：搾乳 性別＝1：雄2：雌
基準額は、あらかじめ設定された基準表から評価し、患畜にあっては政令第8条で定められた額を上回る場合は政令で定められた額。
牛52万円、水牛50万円、鹿12万円、めん羊6万5千円、山羊4万4千円、豚3万5千円、いのしし5万5千円
手当金 患畜＝評価額の1/3（法第58条第1項第1号） 疑似患畜＝評価額の4/5（法第58条第1項第3号）
特別手当金 患畜＝評価額の2/3（法第58条第2項第1号） 疑似患畜＝評価額の1/5（法第58条第2項第2号）

(様式33)

物品評価記録簿

年 月 日
評価人氏名 印

畜舎 No.	評価 No.	患畜又は 疑似患畜 の発生日	物品名	数量	購入単価	購入金額	評価額	所有者住所氏名	摘要

(様式34)

動物評価書

年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 様

評価人住所氏名 (甲) ○○市○○町○○-○○-○○ ○○○○ 印

(乙) ○○市○○町○○-○○-○○ ○○○○ 印

(丙) ○○市○○町○○-○○-○○ ○○○○ 印

年 月 日に口蹄疫患畜又は疑似患畜と決定し、年 月 日に殺処分した動物についての評価は、下記のとおりです。
記

所有者住所 ○○市○○町○○ ○○-○○-○○

氏名 ○○○○

評価 番号	患畜疑似 患畜の別	種類	品種	性別	年齢	個体識別番号等	用役	体重	評価額	手当金額	備考

(様式35)

物品評価書

年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 様

評価人住所氏名 (甲) ○○市○○町○○-○○-○○ ○○○○ 印

(乙) ○○市○○町○○-○○-○○ ○○○○ 印

(丙) ○○市○○町○○-○○-○○ ○○○○ 印

年 月 日に口蹄疫患畜又は疑似患畜と決定し、年 月 日に殺処分した動物のいた農場の物品についての評価は、
下記のとおりです。

記

所有者住所 ○○市○○町○○ ○○-○○-○○

氏名 ○○○○

畜舎 No.	評価 No.	患畜又は疑似患畜 の発生日	物品名	数量	評価額	摘要

(様式36-1)

殺処分疑似患畜評価書

所有者		農場		畜種	性別	月齢	品種	と殺指示日	評価月日	と殺月日	動物の評価額(円)				死体利用評価額 (円)	差引評価額 (円)
住所	氏名	農場名	住所								甲	乙	丙	平均		
熊本県〇〇 〇-〇	〇〇〇 〇	〇〇 農場	熊本県〇〇〇-〇	牛				平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日						

1 生体評価算出の基礎

2 患畜の死体を利用しない理由

- 食品衛生法第9条に基づき食用として利用できない。
- 病原体の散逸、まん延のおそれがあるため、化製処理による加工用原材料としても利用できない。

上記のとおり評価します。
平成 年 月 日

評価人

甲	家畜防疫員	〇〇〇〇	〇〇〇〇
乙	地方公務員	〇〇〇〇	〇〇〇〇
丙	畜産経験者	〇〇〇〇	〇〇〇〇

(様式36-2)

埋却物品評価書

所有者		農場		物品名	内容 (詳細は別紙)	埋却 指示日	評価 月日	埋却 実施日	物品の評価額(円)			
住所	氏名	農場名	住所						甲	乙	丙	平均
熊本県〇〇 〇-〇	〇〇〇〇	〇〇 農場	熊本県〇〇〇- 〇	飼料	〇 t	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日				
				薬品	〇品目〇個	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日				
合計												

1 埋却汚染物品(飼料)評価算出の基礎

- 埋却飼料評価額④=税込飼料単価②×埋却飼料量③

No.	農場	飼料名	飼料単価①	税込飼料単価② ①×1.08	埋却飼料量(t)③	埋却飼料評価額④ ②×③
2						
計						

2 埋却汚染物品(薬品)評価算出の基礎

- 埋却薬品評価額④=税込薬品単価②×埋却薬品量③

No.	農場	薬品名	薬品単価①	税込薬品単価② ①×1.05	埋却薬品量 (本・個)③	埋却薬品評価額④ ②×③
3						
		小計				
計						

上記のとおり評価します。

_____ 平成 年 月 日

評価人

甲	家畜防疫員	〇〇〇〇	〇〇〇〇
乙	地方公務員	〇〇〇〇	〇〇〇〇
丙	畜産経験者	〇〇〇〇	〇〇〇〇

(様式37)

動物評価意見具申書

平成 年 月 日

農林水産大臣 様

熊本県知事 ○○○○

印

家畜伝染病予防法第58条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を具申する。

記

番号	動物の 種類等	殺命令月日 評価月日 殺(死亡)月日		性別 及び 年齢	品種	用役	体重	動物の 評価額	手当金 基準額	死体の利用 評価額	差引 手当額	所 有 者		
		住所										氏名		
(口蹄疫) (法第58条第1項第3号)														
1	牛 (疑似患畜)	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	雄雌 ○○月齢	○○	○用	○○Kg	円	円	円	円	円	円	熊本県○○○-○	○○○○
小 計				羽			円	円	0円	円	円	平均額	動物の評価額 死体の利用評価額 差引手当額	円 円 円
(口蹄疫) (法第58条第2項第2号)														
1	牛 (疑似患畜)	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	雄雌 ○○月齢	○○	○用	○○.○Kg	円	円	円	円	円	円	熊本県○○○-○	○○○○
小 計				○○頭			円	円	円	円	円	平均額	動物の評価額 死体の利用評価額 差引手当額	円 円 円
計				/			/	/	円	円	/	/	/	/

- (注) 1 番号は、動物の種類別及び家畜伝染病別に毎年4月1日から翌年3月31日までの一連番号によって動物各個に付し、末尾番号の次に小計欄を設けること。
 2 動物の評価額が一般市場価格に比して特に高額であるとき又は死体の利用評価額が一般市場の死体評価額に比して特に低額であるときは、その理由を付記すること。
 3 動物の評価額及び死体の利用評価額については、それらの算定根拠を記載した資料を添付すること。

(様式 38)

物品評価意見具申書

平成 年 月 日

農林水産大臣 様

熊本県知事 ○○○○ 印

家畜伝染病予防法第58条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を具申する。

記

番号	物品名	患畜又は疑似患畜の 発生日	物品評価額	手当額	所 有 者		担当家畜防 疫員 氏 名
					住所	氏名	
		(口蹄疫)	(法第58条第1項第5号)				
2	飼料	平成 年 月 日	円	円	熊本県○○○-○	○○○○	○○○○
3	薬品	平成 年 月 日	円	円	熊本県○○○-○	○○○○	○○○○
(小計)			円	円			
		(口蹄疫)	(法第58条第2項第3号)				
2	飼料	平成 年 月 日	円	円	熊本県○○○-○	○○○○	○○○○
3	薬品	平成 年 月 日	円	円	熊本県○○○-○	○○○○	○○○○
(小計)			円	円			
計				円			

- (注) 1 番号は、動物の種類別及び家畜伝染病別に毎年4月1日から翌年3月31日までの一連番号によって動物各個に付し、末尾番号の次に小計欄を設けること。
 2 動物の評価額が一般市場価格に比して特に高額であるとき又は死体の利用評価額が一般市場の死体評価額に比して特に低額であるときは、その理由を付記すること。
 3 動物の評価額及び死体の利用評価額については、それらの算定根拠を記載した資料を添付すること。

(様式 39)

畜第 号
年 月 日

〇〇〇 様

熊本県知事 〇〇〇〇 印

評価人依頼書

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第58条第5項及び同法施行規則第62条の規定により、あなたを下記の家畜及び物品の評価人として依頼します。

記

- 1 家畜伝染病の種類 蹄疫
- 2 家畜の種類 牛
- 3 発生場所 熊本県〇〇〇〇
- 4 発生年月日 年 月 日

(様式40)

へい殺畜等手当金等交付申請書

平成 年 月 日

農林水産大臣 様

住 所 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
氏 名 熊本県農林水産部生産経営局畜産課 ○○○ ㊞

へい殺畜等手当金等交付規程第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

番号	病名	家畜の種類 又は物品名	手当金申請額 (法第58条第1項)	特別手当金申請額 (法第58条第2項)	焼却埋却費交付金申請額 (法第59条)	合計額	備考
1	口蹄疫 (疑似患畜)	牛	円	円	円	円	
			円	円	円	円	
			円	円	円	円	
			円	円	円	円	
			円	円	円	円	
			円	円	円	円	
計			円	円	円	円	

- (注) 1 申請者が代理人である場合には、手当金等又は焼却埋却費交付金の交付の申請及び受領に関する権限の委任を受けたことを証明する委任状を申請書に添付すること。
2 同一の動物の種類又は物品については、番号欄に様式第3号、様式第5号、様式第7号から様式第11号まで、様式第13号及び様式第14号の番号と同一の番号を付すこと。
3 死流産胎児に係る手当金の交付の申請に際しては、病名欄に死流産の原因となった検査、注射、薬浴、投薬の別を記載すること。
4 手当金の交付を申請しない場合には手当金申請額欄に、特別手当金の交付を申請しない場合には特別手当金申請額欄に、焼却埋却費交付金の交付を申請しない場合には焼却埋却費交付金申請額欄に、それぞれ斜線を付すこと。
5 既に手当金等の概算払及び焼却埋却費交付金の交付を受けた場合には、焼却埋却費交付金申請額欄に斜線を付すこと。

(様式41)

手 当 金 等 交 付 一 覧 表

熊 本 県

番号	申請額			申請月日	交付者		備 考
	手当金等	補償金等	交付金		住 所	氏 名	
1	円	円	円	平成 年 月 日	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇	
2	円	円	円	平成 年 月 日	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇	
3	円	円	円	平成 年 月 日	熊本県〇〇〇-〇	〇〇〇〇	
計	円	円	円				

(様式42)

焼 却 (埋 却) 報 告 書

平成 年 月 日

熊本県〇〇家畜保健衛生所長

平成 年 月 日に発生した口蹄疫疑似患畜及び汚染物品は、下記のとおり埋却したことを報告します。

記

評価番号	家畜の 種類等	病 名	頭数・物品数	殺年月日	埋却場所	摘 要
				埋却年月日	埋却施設	
1	牛	口蹄疫 (疑似患畜)	頭	平成 年 月 日	熊本県〇〇〇-〇	埋却
				平成 年 月 日	〇〇〇〇	
2	飼料	口蹄疫 (疑似患畜)	t	平成 年 月 日	熊本県〇〇〇-〇	埋却
				平成 年 月 日	〇〇〇〇	
3	薬品	口蹄疫 (疑似患畜)	〇品目〇個	平成 年 月 日	熊本県〇〇〇-〇	埋却
				平成 年 月 日	〇〇〇〇	

(様式43)

委 任 状

今般 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県農林水産部生産経営局畜産課
〇〇 〇〇 を代理人と定め家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定による手
当金の申請に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

熊本県〇〇〇—〇
〇〇〇

(様式44)

請 求 書											
金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
上記の金額を請求します。											
平成 年 月 日											
住 所 熊本県〇〇〇-〇											
氏 名 〇〇〇〇 印											
官署支出官 会計管理者 様											
支出目的	家畜伝染病予防法第58条に基づく手当金										
内 訳											
口蹄疫発生に伴う殺処分牛の手当金 円											
口蹄疫発生にともなう処分汚染物品の手当金 円											
合計 円											
上記のとおり相違ないことを証明します。											
平成 年 月 日											
職氏名 印											

(様式45)

官署支出官 様

住 所 熊本県〇〇〇—〇
氏 名 〇〇〇〇

手当金の指定銀行振込について

このことについて、下記のとおり依頼しますのでよろしくお取り計らい願います。

記

1 銀行名

2 預金の種類及び口座番号

普通

3 口座名

と 殺 指 示 書

○第 号
年 月 日

様

熊本県〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 印

あなたが所有する(管理する)次の家畜は、口蹄疫の患畜(疑似患畜)と判定されたので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示します。

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数及び耳票番号

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

(備考)

- 1 この指示については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家畜については、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。
ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

(様式47)

道路占用 許可申請 (協議) 書

新規 変更	第 号
	年 月 日

年 月 日

様

〒862-8570

住所 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

氏名 熊本県知事 ○○○○

担当者 □□□□

TEL ○○○-○○○-○○○○

道路法第32条第1項(第32条第3項、第35条)の規定により許可を申請(協議)します。

占用の目的	消毒ポイント施設設置のため(○○○の防疫に伴う車両消毒のため)		
占用の目的場所	路線名		車道 ・ 歩道 ・ その他
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	占用物件 の構造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	工事実施 の方法
道路の復旧方法	原形復旧	添付書類	位置図、平面図 現地写真等
備考			

(様式 48)

年 月 日

〇〇〇 様

申請者

住所 〒

熊本県

氏名 熊本県〇〇広域本部

〇〇地域振興局長 〇〇〇

道路占用料免除申請について

この度、下記の物件を道路にて占用するにあたり、道路占用の許可申請をしております。
つきましては、道路占用料金について、〇〇市市道占用料徴収条例第〇条の規定により、
免除の申請をいたしますので、よろしくお願ひします。

記

1 占用物件

2 数量

(様式 49)

道路使用許可申請書

年 月 日

〇〇 警察署長 殿

住所 熊本県
申請者 氏名 熊本県〇〇広域本部〇〇地域振興局長
〇〇 〇〇〇 印
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
(携帯電話)

道路使用の目的	消毒ポイント施設設置のため (〇〇〇〇の防疫に伴う車両消毒のため)		
場所又は区間	号線 (地内)		
期 間	年 月 日 から 年 月 日までの		
	終日の間		
方法又は形態			
添付書類	位置図、平面図、道路台帳		
現 場 責 任 者	住所	電話	
	氏名	携帯	
第 号 道 路 使 用 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条件			
年 月 日 〇〇警察署長 印			

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(様式50)

道路工事届

年 月 日

〇〇〇 様

熊本県〇〇広域本部

〇〇地域振興局長 〇〇〇

〇〇〇で発生している家畜伝染病（口蹄疫）の熊本県へのまん延防止のため、〇〇〇〇と△△△△を結ぶ道路に消毒剤を散布したので、下記のとおり工事届けいたします。

記

- 1 路線名
- 2 場 所
- 3 案内看板設置場所
- 4 散布薬剤等
- 5 期間
- 6 連絡先

熊本県〇〇広域本部〇〇地域振興局農林（水産）部農業普及・振興課
電話 担当

(様式51)

道路通行止申請書

年 月 日

〇〇〇〇 様

住所 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
氏名 熊本県知事 〇〇〇

次のとおり通行止をしたいので、関係書類を添えて申請します。

路 線 名								
場 所								
内 容								
契 約 工 事 期 間	自	年	月	日	工 事 着 手 日	年	月	日
日 時	自	年	月	日	日間			
目 的 工 事 方 法 の 概 要								
工 事 許 可 の 年 月 日	自	年	月	日	第 号			
安 全 確 保 の た め の 措 置	道路工事保安設置基準（A-1、A-2、A-3、A-4、B-1、B-2、C-1、C-2、D-1、D-2、E、F-1、F-2、F-3、G） 起終点及び必要箇所に標識、バリケード及び赤色灯を設置し、必要に応じて誘導員等を配置する。							
工 事 責 任 者 及 び 連 絡 先	発注者： 受注者：							
添 付 書 類								

(様式52)

車両消毒確認書

車両 No.		会社名	
--------	--	-----	--

車両消毒実施日時	消毒場所・済印
年 月 日 時 分	
年 月 日 時 分	
年 月 日 時 分	
年 月 日 時 分	
年 月 日 時 分	
年 月 日 時 分	
年 月 日 時 分	

(様式53)

車両消毒台数報告書

消毒ポイント【 】 実施年月日:平成 年 月 日

担当時間 ()時~()時 実施担当者 ()

実施番号	実施時間	会社名 (車体へ明記されている場合のみ)	運転者氏名 名字、カタカナ可	車両番号	積み荷の内容等
				熊本 宮崎 鹿児島 —	生体(牛・豚)・堆肥・飼料・その他()
				熊本 宮崎 鹿児島 —	生体(牛・豚)・堆肥・飼料・その他()
				熊本 宮崎 鹿児島 —	生体(牛・豚)・堆肥・飼料・その他()
				熊本 宮崎 鹿児島 —	生体(牛・豚)・堆肥・飼料・その他()
				熊本 宮崎 鹿児島 —	生体(牛・豚)・堆肥・飼料・その他()
				熊本 宮崎 鹿児島 —	生体(牛・豚)・堆肥・飼料・その他()
				熊本 宮崎 鹿児島 —	生体(牛・豚)・堆肥・飼料・その他()
				熊本 宮崎 鹿児島 —	生体(牛・豚)・堆肥・飼料・その他()
				熊本 宮崎 鹿児島 —	生体(牛・豚)・堆肥・飼料・その他()
				熊本 宮崎 鹿児島 —	生体(牛・豚)・堆肥・飼料・その他()
例	19:15	〇〇運輸	クマモト	熊本 宮崎 鹿児島 500 あ 12 - 34	生体(牛・豚)・堆肥・飼料・その他()

(様式55)

農場消毒実施状況

熊本県〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 氏名

1 期日 年 月 日

2 農家住所氏名 _____

3 消毒実施状況

消毒場所	消毒方法	使用薬剤	面積等	備考

(様式56)

農場消毒証明書

証明書発行番号	第	号
---------	---	---

記

1 申請者の住所、氏名

2 消毒年月日

3 消毒方法

4 動物の種類及び品種又は物品の種類

5 頭数及び数量

6 移動する場合の荷送人住所、氏名

上記のとおり消毒を実施したことを証明する。

年 月 日

熊本県〇〇家畜保健衛生所長
〇〇地域口蹄疫現地防疫対策本部長

(様式 57) (国 FMD 指針別記様式 7)

受 領 書

年 月 日

分任物品管理官 殿

熊本県知事 ○○ ○○ 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の口蹄疫予防液使用及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領しました。

記

品 名	口蹄疫予防液		
数 量	型 (ロット番号)	本 (ドーズ)

(様式 58) (国 FMD 指針別記様式 8)

口蹄疫予防液使用報告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

熊本県知事 ○○ ○○ 印

年 月 日に譲与（貸付け）を受けた口蹄疫予防液の使用について、下記のとおり報告します。

記

- 1 受領数量 型（ロット番号）
本（ ドーズ）
- 2 使用数量 型（ロット番号）
本（ ドーズ）
- 3 残数量 型（ロット番号）
本（ ドーズ）
- 〔 うち処分数量 型（ロット番号）
〔 処分理由： 本（ ドーズ） 〕
- 4 返還数量 型（ロット番号）
本（ ドーズ）
- 5 注射実施状況

実施市町村名	実施時期	注 射 頭 数		備 考 (注射反応、個体識別番号等)
		家畜の種類	頭 数	
	月 日 ~ 月 日	乳用牛 肉用牛 豚 その他 計		
~~~~~				
累 計	月 日 ~ 月 日	乳用牛 肉用牛 豚 その他 計		

※ 家畜保健衛生所において、住所、農場、使用者、接種家畜リスト（個体識別番号等）等について記載した個票を備えておくこと。

※ 口蹄疫予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。